

地方公共団体のＢＣＰの実効性に関する調査
－非常用発電設備の整備等を中心として－

結果報告書（資料編）

令和４年３月

北海道管区行政評価局

資 料 目 次

資料 1 関係法令等	1
資料 1-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）＜抜粋＞	1
資料 1-② 防災基本計画（令和 3 年 5 月 25 日中央防災会議決定）＜抜粋＞	3
資料 1-③ 市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月内閣府 （防災担当））＜抜粋＞	5
資料 1-④ 大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））＜抜粋＞	7
資料 1-⑤ 地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について （令和 3 年 2 月 25 日付け消防災第 15 号消防庁国民保護・防災部防災 課長通知）	12
資料 1-⑥ 地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）（令和元 年 12 月 26 日付け消防災第 149 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知） ＜抜粋＞	13
資料 1-⑦ 石油連盟公表資料	14
資料 1-⑧ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）＜抜粋＞	15
資料 1-⑨ 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号） ＜抜粋＞	17
資料 1-⑩ 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和 3 年 3 月 1 日経済 産業省内規 20210208 保局第 2 号）＜抜粋＞	21
資料 2 地方公共団体調査票（様式）	22
資料 3 地方公共団体調査票とりまとめ結果	42

資料 1 関係法令等

資料 1-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）＜抜粋＞

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六（略）

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九・十（略）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3・4（略）

（防災基本計画の作成及び公表等）

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2（略）

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 防災に関する総合的かつ長期的な計画

二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2（略）

（都道府県地域防災計画）

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、

防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～5（略）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7（略）

（注） 下線は当局が付した。

資料 1-② 防災基本計画（令和 3 年 5 月 25 日中央防災会議決定）＜抜粋＞

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

- 地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
- 特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(8) 防災中枢機能等の確保、充実

- 国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防

災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

- 国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

(注) 下線は当局が付した。

資料 1-③ 市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月内閣府（防災担当））＜抜粋＞

1. はじめに

- 大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担う。
- 過去の災害を振り返ると、首長の不在、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により、災害対応に支障をきたした事例もある。
- 災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要である。このため、内閣府においては「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成 22 年 4 月）を策定し、地方公共団体における業務継続計画の策定促進を図ってきたところである。

2. 業務継続計画とは

- 業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。
- 地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。なお、業務継続計画をどのような文書体系にするかは各市町村の実情に合わせればよく、必ずしも独立した計画書でなくてもよい（Q&A（Q3）参照）。

4. 業務継続計画の特に重要な 6 要素

- 業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の 6 要素がある。市町村はこれらの 6 要素（以下「重要 6 要素」という。）についてあらかじめ決めておくものとする。

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合

		もある。
(4)	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5)	重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6)	非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(注) 下線は当局が付した。

資料 1-④ 大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））＜抜粋＞

1 章 はじめに

1.1 本「手引き」の目的

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。そこで、内閣府（防災担当）では、地震発生時の業務継続の検討に必要な事項及び手法等を取りまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（第 1 版）」（平成 22 年 4 月。以下「旧手引き」という。）を策定し、地方公共団体における業務継続計画の策定促進を図ってきたところである。

（中略）

そして、今般、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援することを目的として、旧手引きについても、東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（以下「手引き」という。）として改定することとした。業務継続計画を作成する際には、「ガイド」のほか必要に応じて本「手引き」も参照し、各地方公共団体の実情に即して項目を適宜追加するなどさらに充実した内容としていただきたい。このほか、既に策定済みの地方公共団体にあっても、本「手引き」を参考にして、業務継続計画の充実や訓練の実施などにより、実効性のある業務継続性の確保に役立ててもらえれば幸いである。

（中略）

表 1-1 業務継続計画の特に重要な 6 要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	<u>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</u> ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	<u>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。</u>また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・<u>災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</u> ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合

	もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

2 章 業務継続計画の策定

業務継続計画の策定に当たっては、まず、業務継続の基本方針や対象組織の範囲を設定するとともに（2.1 節）、検討の前提となる災害を選定し、当該災害が発生した際の地方公共団体内全体の被害及び対象施設周辺の被害を想定する（2.2 節）。

次に、発災時における応急業務や通常業務をリストアップし、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、早期に優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」として整理する（2.3 節）。また、非常時優先業務を実施する際の指揮命令系統や職務代行、職員の参集体制等について検討を行う（2.4 節）。

その上で、非常時優先業務の必要資源（職員、庁舎、電力、通信、情報システム等）が、発災時にどの程度利用可能であるか確保状況を確認し、課題があればその課題を解決するための対策を決め、その実施を計画する（2.5 節）。また、非常時優先業務を的確に実施できるよう、緊急時の対応手順について検討を行う（2.6 節）。

さらに、計画の実効性を高めていくため、教育・訓練、点検・是正、継続的な改善についても実施計画を決定し、以上で検討・決定した事項とともに所要の文書化を行う。

（略）

2.5 必要資源に関する分析と対策の検討

2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討

まず、想定する大規模災害が発生した際に必要資源がどの程度確保可能であることを確認する。その結果、十分な必要資源が確保されていない場合は、必要量を確保するための対策を検討する。

（中略）

2) 庁舎（代替庁舎を含む。）

庁舎に関する検討の概要	
確保状況の確認	・耐震性の有無／建築年次（現行の耐震基準に沿った建築物か） ・庁舎の安全確認手順の整備状況 ・<u>代替庁舎の特定の有無</u>
対策の参考	・庁舎の耐震補強・改築等 ・庁舎の安全確認手順の整備 ・<u>代替庁舎の確保</u>

① 確保状況の確認

- 庁舎の耐震診断が実施されている場合は、その結果を確認
- 庁舎の建築年次がいつであったかを確認（1981（昭和 56）年 6 月 1 日以前に建築確認を受けた建物は、現行の基準における耐震性能を満たしておらず、倒壊等の被害を受ける確率が高いことが阪神・淡路大震災や東日本大震災の際に確認されている）
- 庁舎の安全確認手順の整備状況（マニュアル作成の有無、応急危険度判定士の資格保有状況等）について確認
- 津波や高潮、洪水の危険がある地域に立地している場合、どの程度浸水する可能性があるか、津波警報等での交通遮断の可能性も併せて確認
- 埋立地、沿岸部、川沿いに立地している場合、液状化の危険性について確認
- 中山間部及び斜面地、造成地に立地している場合、地盤被害や土砂災害等の危険性について確認
- 延焼火災の危険性についても確認
- 出先機関等、個々の庁舎についても確認
- 庁舎が使用不可となった場合に備えた代替庁舎の特定状況の確認

② 対策の参考

- 庁舎の耐震補強・改築等に優先的に着手
- 発災時に専門知識を有する職員等が不在の場合も考えられるため、事前に点検のためのチェックリスト（カルテ）やマニュアルの作成、教育・訓練等の実施が必要
- 国や都道府県の既存の被害想定にかかわらず、局地的豪雨や豪雪、火災等、被害想定のない事象により、庁舎が使用できなくなる可能性があるため、全ての地方公共団体で「代替庁舎」の特定が必要（※）
- 検討に際しては、[様式例 10 代替庁舎検討用リスト] を作成し、自らが所管（管理）している他の公共施設等を優先的に代替庁舎として確保
※ 代替庁舎は、当該施設等の耐震性、災害危険度及び機能面（電力、通信、情報システム等）を確認の上、選定することが必要
- 自ら所管（管理）している施設が代替庁舎として利用困難な場合等は、民間施設等と協定等を締結し、代替庁舎として確保
※ 移動距離や機能等を考慮し、優先順位を決めて複数の施設を確保しておくことが望ましい。
※ 市域が全域にわたって同時被災する可能性がある場合、隣接市町村との協定締結などにより市域外における代替庁舎の確保も検討する。
- 実際に代替施設への移転が迅速に決定・実施されるためには、あらかじめ、移転の判断基準や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について決めておく。

4) 電力

電力に関する検討の概要	
確保状況の確認	・ 電力供給の被害想定、復旧時期の見通し ・ <u>非常用発電機</u> の能力、設置場所（浸水等のおそれがないか）、起

	<u>動方法、燃料、冷却水等</u> ・ <u>非常用発電機による電力の配分状況</u>
対策の参考	・ <u>非常用発電機の購入、燃料の備蓄（72 時間から 1 週間分）</u> ・ <u>非常用発電機の耐震化、浸水対策の実施</u> ・ <u>非常用発電機の確実な起動体制の確保</u> ・ <u>庁舎内において、非常用発電機の供給箇所の調整</u>

① 確保状況の確認

- どの程度の期間、自力で電力を確保する必要があるかを想定しておくため、停電期間（庁舎の停電の復旧時期の予想）について、被害想定の確認、電力会社への確認
- 非常用発電機が起動しないことで、初動対応が遅れることがないように、非常用発電機の設置場所（浸水、揺れ、液状化等による損傷等の危険性の検証を含む）、起動方法（自動起動か、初動時に参集する職員が手動起動可能か）、燃料や冷却水が経年劣化等のない状態で十分確保されているかを確認
- 非常用発電機の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合がほとんどなので、発災直後から電力が必要となる部屋や機器等に優先的に非常用発電機による電力が供給される配線・接続状況になっているか確認
※ 独立して自家発電機等を設置しているシステム等は、非常用発電機から電力を供給する必要がないことにも留意

② 対策の参考

- 非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保
※ 人命救助の観点から重要な「72 時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。
※ 停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。
- 非常用発電機で確保可能な電力の配分方法の検討
※ 特に災害対策本部設置フロアへの供給を優先して確保。また、必要な機器の種類・台数などは市町村の規模等により異なるが、情報収集・交換のための機器（衛星携帯電話等の通信機器、FAX、テレビ、庁内ネットワーク等）への電源供給が重要であることに留意
※ 電力が供給できないフロアで活動を行う際には、照明や暖房の代替手段（懐中電灯や石油ストーブ等）が必要となる場合もあることに留意
- 非常用電源から供給される電力を庁舎内で利用できるように、非常用電源に接続したコンセントの特定や色分け等を実施。また、庁舎の集中運用により、電力の供給フロアを限定することをあらかじめ定めておくことも考えられる。
- 水道の供給が必要な水冷式非常用発電機の場合は、水道の供給停止への対策を実施
- 浸水のおそれがある場合、非常用発電機や受電・配電設備を上層階や水密区画に設置

ないし移設するとともに、施設内の電気系統を浸水区画とそれ以外の区画を分離することにより、施設内の停電範囲を最小限にとどめられるような対策も検討。

※ 地下に電源設備等が設置されている場合、国土交通省から公表されている「地下空間における浸水対策ガイドライン」も参考となる。

○ 非常用発電機の起動が自動でない場合、初期段階で参集可能な職員に、手動による起動方法に係る研修の実施

※ 警備や施設管理の関係事業者が行う場合は、起動方法について確認、訓練等をおくことを要請

(注) 下線は当局が付した。

資料 1-⑤ 地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について（令和 3 年 2 月 25 日付け消防災第 15 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

設置済団体数は市町村で 1,636 団体となり、着実に整備が進んでいます。

一方で、整備済団体においても、稼働時間 72 時間以上の団体数は 5 割を下回ることなどから、一層の機能強化を図る必要があります。

各都道府県においては、管内市町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組みを行っていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

2 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））において、「72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

3 非常用電源の浸水・地震対策について

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、浸水や揺れに備えた対策を図ること。

4 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の活用も検討すること。

（注） 下線は当局が付した。

資料 1-⑥ 地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）（令和元年 12 月 26 日付け
消防災第 149 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）＜抜粋＞

（前略）

各都道府県においては、管内市町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組を行っていただくようお願いします。

（略）

記

- 1 業務継続計画を策定していない市町村は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成 27 年 5 月内閣府（防災担当））を参考にして、早急に業務継続計画を策定すること。
- 2 既に業務継続計画を策定している団体も以下の項目について取組を行うこと。
 - ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された業務継続計画の特に重要な 6 要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。
 - ② 受援に関する規定について、業務継続計画への追加や別途独立した受援計画を策定する等、その整備を行うこと。
 - ③ 職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

（注） 下線は当局が付した。

災害などに備えて燃料を備蓄される皆様へ

2016 年 7 月
石 油 連 盟

災害などに備えて燃料を備蓄しようとする場合には、燃料の品質変化による機器の不具合を避けるため、下記の点にご注意ください。

災害などに備えた燃料の備蓄に際してご注意いただきたい点

①石油製品は経時品質変化が起こる製品です。燃料の品質変化を防ぐために、直射日光の当たらない、涼しい場所に、水分等の異物が混入しないよう密閉して保管してください。

【灯油・軽油※¹】

②-1 直射日光を避け、涼しい場所に密閉して保存した場合であっても、保存開始後 6 か月を目安として使用してください。この使用推奨期間を超えて保存した場合、酸化が進み、場合によっては燃焼不良などの不具合を引き起こすおそれがあります。

【A 重油】

②-2 直射日光を避け、涼しい場所に密閉して保存した場合であっても、保存開始後 3 か月を目安として使用してください。この使用推奨期間中に燃料の使用と補充が一度もなく保存した場合、セジメント※²が増加し、場合によっては燃料フィルターの目詰まりなどの不具合を引き起こすおそれがあります。

③こうした不具合を防ぐため、備蓄用燃料であっても、普段お使いになる燃料と混合して保管し、燃料が入れ替わるようにしてください。また、定期的に燃料の品質確認を行うようにしてください。

（問い合わせ先）

石油連盟 広報室（Tel 03-5218-2305、pajpr@sekiren.gr.jp）

以 上

※ 1：軽油は季節や地域に応じて、グレードの異なる製品が供給されています。夏季用の軽油は冬季において使用できない可能性がありますので、備蓄される軽油については、そのグレードについてご注意ください

※ 2：A 重油中に含まれる残炭分が析出してできる生成物

資料 1-⑧ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）＜抜粋＞

（事業用電気工作物の維持）

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
- 二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

（技術基準適合命令）

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

（保安規程）

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2・3 （略）

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（主任技術者）

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（立入検査）

第百七条 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

4 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5～16 （略）

（注） 下線は当局が付した。

資料 1-⑨ 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）＜抜粋＞

（保安規程）

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

- 一 事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第四号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの
- 二 事業用電気工作物であって、前号に掲げるもの以外のもの

2 （略）

3 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

- 一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- 三 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

四 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。

五 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

六 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。

八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査若しくは定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下「使用前自己確認」という。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

4～9 （略）

（主任技術者の選任等）

第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

一 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）の設置の工事のための事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
二 火力発電所（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであって別に告示	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を

するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。)又は燃料電池発電所(改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)の設置の工事のための事業場	受けている者
三 燃料電池発電所(二に規定するものを除く。)、変電所、送電線路又は需要設備の設置の工事のための事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
四 水力発電所(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。)であって、高さ十五メートル以上のダム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の工事を行うもの	第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者
五 火力発電所(小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、内燃力を原動力とするもの及び出力一万キロワット未満のガスタービンを原動力とするものを除く。)及び燃料電池発電所(改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。)	第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者
六 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、その直接統括する発電所のうちに四の水力発電所以外の水力発電所(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。)がある場合は、第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及びその直接統括する発電所のうちに五のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガスタービンを原動力とする火力発電所(小型のガスタービンを原動力とするものであって別に告示するものを除く。)がある場合は、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

- 一 出力五千キロワット未満の太陽電池発電所であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第六号の事業場
- 二 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
- 三 出力千キロワット未満の発電所（前二号に掲げるものを除く。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 四 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 五 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

3・4（略）

第五十二条の二 前条第二項又は第三項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

- 一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）
 - イ 前条第二項の場合にあつては電気主任技術者免状の交付を、同条第三項の場合にあつてはダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。
 - ロ 別に告示する要件に該当していること。
 - ハ 別に告示する機械器具を有していること。
 - ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。
 - ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。
- 二 法人
 - イ 前条第二項又は第三項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。
 - ロ 別に告示する機械器具を有していること。
 - ハ 保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。
 - ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。

ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

第五十三条 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 委託契約の相手方の執務に関する説明書
- 二 委託契約書の写し
- 三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

2 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一～四（略）

五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあっては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。

六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあっては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。

3～5（略）

（注） 下線は当局が付した。

資料 1-⑩ 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和 3 年 3 月 1 日経済産業省内規 20210208 保
局第 2 号）＜抜粋＞

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項の選任、法第 43 条第 2 項の許可、法第 43 条第 4 項の職務、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 1 項の表第 6 号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任、規則第 52 条第 2 項の承認、規則第 52 条第 3 項の承認及び規則第 52 条第 4 項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

記

（中略）

4. 規則第 52 条第 2 項の承認は、次の基準により行うものとする。

（連絡責任者の選任）

- （8）規則第 53 条第 2 項第 5 号の「その他必要事項」は、規則第 52 条第 2 項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の需要設備にあつては 2.（1）②イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

（事業場への到達時間）

- （9）規則第 53 条第 2 項第 6 号の「遅滞なく到達」とは、2 時間以内に到達することを要することとする。

（注） 下線は当局が付した。

地方公共団体のBCPの実効性に関する調査
－非常用発電設備の整備等を中心として－
調査表



記載に当たってのお願い

■ 本調査の趣旨

- 大規模停電が発生した平成30年北海道胆振東部地震の際に、非常用発電設備が稼働しなかったものや燃料の調達がうまくいかなかった例などがあったことを踏まえ、地方公共団体における災害時の業務継続性の確保を推進するため、北海道内の全地方公共団体の庁舎における非常用発電設備の整備等に関する調査を実施することにしました。
- 調査では、ご記載いただいた調査表に基づき、①道内の地方公共団体における非常用発電設備の整備状況を整理するとともに、②他の地方公共団体でも参考となる先進的な取組事例や災害時に非常用発電設備が稼働しなかった、稼働後に停止してしまったなど、非常用発電設備の稼働に当たって支障となった事例をお聞きし、その結果をとりまとめ、事例集を作成・整理し、展開することを想定しております。
- つきましては、お忙しい中誠に恐縮ですが本調査の趣旨をご理解いただきまして、調査へのご協力をお願いいたします。なお、ご回答いただいた調査表については、本調査の目的以外には一切使用いたしません。

■ 調査対象とする非常用発電設備

「災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎」における非常用発電設備や燃料貯蔵設備等を対象としております。

■ ご回答に当たって、ご留意いただきたい点

- ① 本調査表は、調査表1、2、3の3シートありますので、ご記載漏れがないようよろしくお願いします。
- ② 令和3年8月1日現在の状況についてご記載ください。
- ③ 集計等を行うための設定をしているため、ご回答に当たって、セル、行、列の追加・削除や図などのコピー・貼り付け、さらに調査表のシートの切り離しや結合はしないようお願いいたします。
- ④ 選択肢を設けている質問については、当てはまるものにチェックしてください。なお、選択肢の選び方によっては、回答（選択）不要の箇所があります。
記述する箇所については、既存の資料などがある場合、記述に代えて資料を添付していただいても構いません。また、その旨の記載もお願いいたします。
- ⑤ エクセルのバージョンや開く端末によって、本調査表が正しく表示がされなく、文字が見えない等の場合があります。縮小・拡大をしていただけると直る場合がございますが、それでも問が見えない、選択又は記入ができない等の不具合がある場合は、お手数ですが、ご連絡いただければ幸いです。
- ⑥ 調査表の提出後、ご記載いただいた回答について個別にご連絡させていただくこともありますが、その際には、恐縮ですがご対応くださいますようお願いいたします。

■ 提出をお願いしたい資料

- ・ 非常用発電設備に関する保安規程
- ・ 災害時における燃料供給等に関する協定書（燃料優先供給協定書）
- ・ 上記のほか、参考となる資料がありましたらご提出いただけますと幸いです。

■ 提出方法

ご記載いただいた調査表及び資料につきましては、電子メールにより提出願います。なお、容量が大きくて送信ができないなどの場合には、別途ご相談ください。

■ 提出期限

令和3年9月16日（木曜日）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、期限内での回答が難しい場合には、ご相談ください。

■ 調査結果の公表について

- ① 上記のとおり、本調査表の回答結果を取りまとめ、整理するとともに、先進的な取組事例及び支障となった事例を紹介することを予定しておりますが、その際には、個別の地方公共団体名の公表は予定しておりません。
- ② また、公表に当たりましては、取りまとめる事例の内容に間違いがないかといったことについて、事前にご確認させていただきたいと考えています。

■ 用語の説明

本調査における用語の意味は、以下のとおりです。

① 非常用発電設備

業務の継続のために用いられる保安用（照明機器、通信・情報処理機器、排水設備等）の予備電源を指します。消防法に基づいて設置される、避難や消火活動に使用する防災用（消火栓、スプリンクラー、消防排煙設備等）の予備電源を除きます。ただし、防災用・保安用共用機の場合は、保安用として整理します。

② 燃料供給事業者等

燃料供給事業者（ガソリンスタンド、燃料販売店）、燃料販売同業組合、石油業協同組合等の総称を指します。

③ 燃料優先供給協定

非常用発電設備に使用する燃料を優先的に調達するための協定を指します。

ご不明な点などがございましたら、下記の間合せ先までご照会ください。

【お問合せ先】

北海道管区行政評価局評価監視部 第二評価監視官室 担当：鶴間 竹田 沼里 戸谷田 電話：011-709-2311（内線 3147） FAX：011-709-1843 E-mail：hkd21@soumu.go.jp

* 現在、当局が行っている調査の実施状況については、ホームページからもご確認いただけます。

URL <https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido.html>

地方公共団体のBCPの実効性に関する調査 調 査 表

1-1 非常用発電設備の整備について

- (1) 非常用発電設備を整備していますか。
※複数整備している又は複数の整備予定がある場合には、全ての発電設備の整備（予定）時期を記載してください。

○ ①整備している 台 整備時期 年 月
 年 月
 年 月 } →1-1(2)(3)、1-2以降へ

増設予定がある場合、増設予定時期 令和 年 月

○ ②整備していない
整備予定がある場合 台
 整備予定時期 令和 年 月
 令和 年 月
 令和 年 月 } →1-1(4)～(7)、1-6以降へ

- (2) 非常用発電設備を整備している場合、整備費用はどのくらいですか。
※複数整備している場合は整備費用の合計額をご回答ください。

- ①2,000万円未満 ○ ④6,000万以上8,000万円未満 ○ ⑦不明
 ○ ②2,000万以上4,000万円未満 ○ ⑤8,000万以上1億円未満
 ○ ③4,000万以上6,000万円未満 ○ ⑥1億円以上

- (3) 非常用発電設備を整備している場合、発電機容量（発電出力）はどのくらいですか。
※複数整備している場合は全ての設備についてそれぞれ記載してください。

() kVA () kVA () kVA

⇒1-2へお進みください

- (4) 非常用発電設備を整備していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）
※整備予定がある場合も、現時点で整備していない理由について記載してください。

- ☐ ①整備費用の確保が困難なため ☐ ⑤設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため
☐ ②整備後における維持管理費用の確保が困難なため ☐ ⑥ほかに整備を優先すべき設備があるため
☐ ③庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため ☐ ⑦整備の必要性はないと判断したため
☐ ④新庁舎の建設に合わせて整備するため ☐ ⑧その他

- (5) 非常用発電設備を整備していない場合、平成30年北海道胆振東部地震において電力を確保するためにどのように対応しましたか。（複数回答可）

- ☐ ①常備している可搬型の発電機を使用した ☐ ⑤特に対応しなかった、または対応できなかった
☐ ②電力会社の電源車から電力の供給を受けた ☐ ⑥不明
☐ ③発電機をレンタルした ☐ ⑦その他
☐ ④近隣の施設から電力の供給を受けた

(6) 上記(5)の対応を行った結果、必要な業務を行うための電力を確保できましたか。

- ☐ ①確保できた ☐ ②確保できなかった

(7) 非常用発電設備を整備していない場合、非常用発電設備がない状態で災害時に停電したときにどのように対応する予定ですか。(複数回答可)

※整備予定がある場合は、整備されるまでの間の対応予定について記載してください。

- ☐ ①常備している可搬型の発電機を使用する ☐ ④近隣の施設から電力の供給を受ける
☐ ②電力会社の電源車から電力の供給を受ける ☐ ⑤対応について検討中
☐ ③発電機をレンタルする ☐ ⑥その他

⇒1-6へお進みください

1-2 非常用発電設備を長時間稼働させるための燃料貯蔵設備（燃料タンク等）の整備について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

(1) 非常用発電設備用の燃料貯蔵設備を整備していますか。
※複数整備している又は複数の整備予定がある場合には、全ての燃料貯蔵設備の整備（予定）時期を記載してください。

- ☐ ①整備している 台 整備時期 年 月
増設予定がある場合、増設予定時期 令和 年 月
→1-2(2)、1-3以降へ
- ☐ ②整備していない
整備予定がある場合 台 整備予定時期 令和 年 月
令和 年 月
令和 年 月
→1-2(3)～(5)、1-3以降へ

(2) 燃料貯蔵設備を整備している場合、整備費用はどのくらいですか。

※複数整備している場合は整備費用の合計額をご回答ください。

- ☐ ①2,000万円未満 ☐ ④6,000万以上8,000万円未満 ☐ ⑦不明
☐ ②2,000万以上4,000万円未満 ☐ ⑤8,000万以上1億円未満
☐ ③4,000万以上6,000万円未満 ☐ ⑥1億円以上

⇒1-3へお進みください

(3) 燃料貯蔵設備を整備していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

※整備予定がある場合も、現時点で整備していない理由について記載してください。

- ☐ ①消防法、建築基準法等により設置場所や貯蔵量が制限されるため ☐ ⑥設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため
☐ ②整備費用の確保が困難なため ☐ ⑦ほかに整備を優先すべき設備があるため
☐ ③整備後における維持管理費用の確保が困難なため ☐ ⑧整備の必要性はないと判断したため
☐ ④庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため ☐ ⑨その他
☐ ⑤新庁舎の建設に合わせて整備するため

(4) 燃料貯蔵設備を整備していない場合、平成30年北海道胆振東部地震で非常用発電設備を稼働するための燃料が不足したときにどのように対応しましたか。(複数回答可)

- ☐ ① 停電時間が短時間であったため燃料不足にならなかった
(十分な電力を ☐ ① 確保できた ☐ ② 確保できなかった)
- ☐ ② 燃料供給事業者等から燃料の供給を受けた
(十分な電力を ☐ ① 確保できた ☐ ② 確保できなかった)
- ☐ ③ 常備している可搬型の発電機を使用した (十分な電力を ☐ ① 確保できた ☐ ② 確保できなかった)
- ☐ ④ 電力会社の電源車から電力の供給を受けた (十分な電力を ☐ ① 確保できた ☐ ② 確保できなかった)
- ☐ ⑤ 発電機をレンタルした (十分な電力を ☐ ① 確保できた ☐ ② 確保できなかった)
- ☐ ⑥ 近隣の施設から電力の供給を受けた (十分な電力を ☐ ① 確保できた ☐ ② 確保できなかった)
- ☐ ⑦ 特に対応しなかった、または対応できなかった
- ☐ ⑧ 不明
- ☐ ⑨ その他

(5) 燃料貯蔵設備を整備していない場合、災害時に非常用発電設備を稼働するための燃料が不足したときにどのように対応しますか。(複数回答可)

※整備予定がある場合は、整備されるまでの間の対応予定について記載してください。

- ☐ ① 燃料供給事業者等に燃料供給を依頼する ☐ ⑤ 近隣の施設から電力の供給を受ける
- ☐ ② 常備している可搬型の発電機を使用する ☐ ⑥ 対応を検討中
- ☐ ③ 電力会社の電源車から電力の供給を受ける ☐ ⑦ その他
- ☐ ④ 発電機をレンタルする

⇒1-3へお進みください

1-3 非常用発電設備の稼働能力について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

(1) 非常用発電設備により確保した電力をどのような業務に使うことにしていますか。

- ☐ ① 災害対策本部の業務のほか、全ての通常業務
- ☐ ② 一部業務 (☐ ① 災害対策本部の業務 ☐ ② 窓口業務 ☐ ③ 受付・案内業務 ☐ ④ 通信手段の確保 ☐ ⑤ その他)
- ※「⑤その他」は、主なものを記載してください。
- ☐ ③ 業務を決めていない
- ☐ ④ その他

(2) 非常用発電設備により確保した電力を必要な場所、機器等に確実に供給するためにどのようなことを行っていますか。(複数回答可)

- ☐ ① 電力が必要となる場所や機器等に優先的に供給される配線・接続状況になっているかの確認
- ☐ ② 非常用発電設備から電力を供給するコンセントの特定や色分けの実施
- ☐ ③ 非常用発電設備から電力を供給する機器の最大使用可能数量の目安の明示
- ☐ ④ 防災計画、災害初動マニュアルなどへの電力の供給場所や機器等の明示
- ☐ ⑤ 電力の供給場所、機器等の職員に対する周知
- ☐ ⑥ 全ての業務に電力を供給するため特に対応はしていない
- ☐ ⑦ その他

(3) 令和3年8月1日現在で備蓄している燃料を全て使用した場合、非常用発電設備は何時間稼働しますか。

- ☐ ① 24時間未満 ☐ ② 24時間以上48時間未満 ☐ ③ 48時間以上72時間未満
- ☐ ④ 72時間以上1週間未満 ☐ ⑤ 1週間以上 ☐ ⑥ 不明

(4) 燃料貯蔵設備の容量と実際に備蓄している量はどのくらいですか。
※複数整備している場合は全ての設備についてそれぞれ記載してください。

①燃料貯蔵設備の容量	L	L
	L	
②令和3年8月1日現在で備蓄している燃料	L	L
	L	

(5) 上記(3)で非常用発電設備の稼働可能時間が72時間未満となるもの(①～③)を選択した場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

- ☐ ①消防法、建築基準法等の規制により燃料貯蔵設備の設置場所や貯蔵量が制限され、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため
- ☐ ②燃料貯蔵設備の整備費用の確保が困難であり、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため
- ☐ ③燃料貯蔵設備の維持管理費用の確保が困難であり、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため
- ☐ ④庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないことから、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため
- ☐ ⑤燃料に係る予算不足や劣化対策等の理由から、燃料貯蔵設備に最大量まで備蓄していないため
- ☐ ⑥燃料優先供給協定、契約等により災害時でも燃料を確保できるため
- ☐ ⑦非常用発電設備の稼働可能時間を72時間以上とする必要性はないと判断したため
- ☐ ⑧その他

(6) 平成30年北海道胆振東部地震の発生時に必要な業務を行うための電力を確保できましたか。

- ☐ ①確保できた ☐ ②確保できなかった

(7) 上記(6)において「電力を確保できなかった」を選択した場合や、結果的には確保できたが確保できないおそれがあったような場合には、その理由や事情等を記載してください。

(例) ・タンク容量が少ない、タンクに最大量まで備蓄していないなどの理由で燃料が不足しそうになった

・電力を供給するコンセントや使用してよいPCの台数が分からずに困った

⇒1-4へお進みください

1-4 非常用発電に用いている燃料等の種類について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

(1) 発電にどのような燃料等を用いていますか。(複数回答可)

- ☐ ①A重油 ☐ ②灯油 ☐ ③軽油 ☐ ④ガソリン ☐ ⑤LPガス ☐ ⑥太陽光 ☐ ⑦蓄電池
- ☐ ⑧その他

(2) 上記(1)で選択した燃料等を用いている理由は何ですか。(複数回答可)

- ☐ ①災害時に燃料を調達しやすくするため ☐ ⑥環境への影響を考慮したため
- ☐ ②燃料の種類を複数化することによりリスクが分散できるため ☐ ⑦利用しやすい補助制度があったため
- ☐ ③発電設備のメンテナンスが容易なため ☐ ⑧近隣に燃料供給事業者があるため
- ☐ ④燃料が劣化しにくい ☐ ⑨一般的な燃料と考えられるため
- ☐ ⑤発電設備の整備費用や維持管理費用が安価なため ☐ ⑩その他

⇒1-5へお進みください

1-5 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の浸水対策・地震対策について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

- (1) 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の浸水対策としてどのようなことを行っていますか。
(複数回答可)

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ ①設置場所のかさ上げ | ☐ ④周囲に塀を設置 |
| ☐ ②浸水のリスクの低い上層階への設置 | ☐ ⑤浸水対策を行っていない |
| ☐ ③浸水のリスクの低い地域への庁舎の設置 | ☐ ⑥その他 |

- (2) 浸水対策を行っていない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| ☐ ①予算上の制約があるため | ☐ ④ほかに優先すべき対策があるため |
| ☐ ②浸水することを想定していないため | ☐ ⑤必要性はないと判断しているため |
| ☐ ③設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため | ☐ ⑥その他 |

- (3) 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の地震対策としてどのようなことを行っていますか。
(複数回答可)

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ ①耐震化している建物内にボルトなどで固定 | ☐ ④発電機用防振装置の設置 |
| ☐ ②地震発生リスクの低い地域への庁舎の設置 | ☐ ⑤地震対策を行っていない |
| ☐ ③崖崩れの防止など発電設備周辺の耐震化 | ☐ ⑥その他 |

- (4) 地震対策を行っていない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| ☐ ①予算上の制約があるため | ☐ ④ほかに優先すべき対策があるため |
| ☐ ②地震による被害を想定していないため | ☐ ⑤必要性はないと判断しているため |
| ☐ ③設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため | ☐ ⑥その他 |

- (5) 平成30年北海道胆振東部地震の発生時に、非常用発電設備が倒れる、浸水するなどの問題は起こりましたか。

- ☐ ①問題が起きた ☐ ②問題は起きなかった

問題が起きていた場合、その内容を記載してください。

⇒1-6へお進みください

1-6 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

- (1) 本庁舎が使用できなくなった場合に備えて代替庁舎を決めていますか。

- ☐ ①決めている →1-6(2)へ ☐ ②決めていない →1-7へ

(2) 代替庁舎を決めている場合、代替庁舎には非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備していますか。

【i）非常用発電設備】

☐ ①整備している 整備時期 年 月 →1-6(2) ii) へ

☐ ②整備していない

整備予定がある場合、整備予定時期 令和 年 月 } →1-6(4)(5)へ

☐ ③整備しているか分からない →1-7へ

【ii）燃料貯蔵設備】

☐ ①整備している 整備時期 年 月 →1-6(3)へ

☐ ②整備していない

整備予定がある場合、整備予定時期 令和 年 月 } →1-6(3)～(5)へ

☐ ③整備しているか分からない →1-6(3)へ

(3) 代替庁舎に非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備している場合、令和3年8月1日現在で備蓄している燃料を全て使用した場合、非常用発電設備は何時間稼働しますか。

☐ ①24時間未満

☐ ②24時間以上48時間未満

☐ ③48時間以上72時間未満

☐ ④72時間以上1週間未満

☐ ⑤1週間以上

☐ ⑥不明

(4) 代替庁舎に非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備していない場合、その理由は何ですか。

(複数回答可)

※整備予定がある場合も、現時点で整備していない理由について記載してください。

☐ ①消防法、建築基準法等により設置場所や貯蔵量が制限されるため

☐ ⑥設計等関係業務を行う庁内の職員不足により対応が困難なため

☐ ②整備費用の確保が困難なため

☐ ⑦ほかに整備を優先すべき設備があるため

☐ ③整備後における維持管理費用の確保が困難なため

☐ ⑧整備の必要性はないと判断したため

☐ ④代替庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため

☐ ⑨その他

☐ ⑤代替庁舎の建設に合わせて整備するため

(5) 代替庁舎に非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備していない場合、非常用発電設備等がない状態で災害時に停電したときにどのように対応しますか。(複数回答可)

※整備予定がある場合は、整備されるまでの間の対応予定について記載してください。

☐ ①常備している可搬型の発電機を使用する

☐ ④近隣の施設から電力の供給を受ける

☐ ②電力会社の電源車から電力の供給を受ける

☐ ⑤対応を検討中

☐ ③発電機をレンタルする

☐ ⑥その他

⇒1-7へお進みください

1-7 BCPにおける非常用発電設備や燃料の備蓄に関する規定について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

(1) 業務継続計画（BCP）に非常用発電設備や燃料の備蓄についてどのようなことを規定していますか。(複数回答可)

☐ ①非常用発電設備を整備すること

☐ ⑥備蓄した燃料がなくなった場合の燃料の調達方法

☐ ②非常用発電設備の現状とその対策

☐ ⑦非常用発電設備の地震対策及び浸水対策

☐ ③非常用発電設備の燃料を備蓄すること

☐ ⑧非常用発電設備の点検

☐ ④非常用発電設備を72時間以上稼働させることができる燃料を備蓄すること

☐ ⑨非常用発電設備に関する訓練

☐ ⑤燃料の備蓄量（具体的な数量）

☐ ⑩代替庁舎における非常用発電設備の整備

(2) (1)の事項を全て規定していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

- ☐ ①BCP作成時には非常用発電設備について規定することが求められていなかったため
- ☐ ②何を規定してよいか分からないため
- ☐ ③ほかに優先して規定すべき事項があるため
- ☐ ④実現可能性が低いため
- ☐ ⑤非常用発電設備の整備が確実なものになってから規定するため
- ☐ ⑥別のものに規定しているため
- ☐ ⑦その他

⇒1-8へお進みください

1-8 緊急防災・減災事業債、補助事業等支援制度の利用状況について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

(1) 非常用発電設備の整備、浸水・地震対策、非常用発電設備の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設に緊急防災・減災事業債等国の支援制度を活用できることをご存じですか。

- ☐ ①知っている ☐ ②知らない

(2) 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の整備に当たり、国の支援制度を利用していますか。

- ☐ ①利用している ☐ ②利用していない

(3) 国の支援制度を利用している場合、どのようなものを利用しましたか。(複数回答可)

- ☐ ①緊急防災・減災事業債
- ☐ ②地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ☐ ③その他

(4) 支援制度を利用したことがある場合、平成30年以降の利用実績はどのくらいですか。

- ①整備に係る全ての費用 約 万円
- ②そのうち、支援制度の利用により補助等を受けた金額 約 万円

(5) 支援メニューの追加や申請手続きの簡素化など支援制度に関してご意見、ご要望がありましたら、ご記載をお願いいたします。

⇒1-9へお進みください

1-9 過去の災害対応における課題について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

平成30年北海道胆振東部地震やその他台風などの災害において、非常用発電設備の整備が十分でない、燃料がなくなったなどにより電力を十分に供給できなかったことがありましたら、他の地方公共団体とその情報を共有することにより、より実効的な対策を行えるようになって考えていますので、些細なことでも構いませんので、ご記載をお願いいたします。

2-1 法定点検について

(1) 電気事業法に基づく法定点検を実施していますか。

- ☐ ①全ての非常用発電設備について実施している →2-1(2)(3)へ
- ☐ ②一部の非常用発電設備について実施している（一部設備については未実施である） →2-1(2)～(4)へ
- ☐ ③全ての非常用発電設備について実施していない →2-1(4)へ

(2) 全て又は一部の設備について電気事業法に基づく法定点検を実施している場合、直近の法定点検の実施時期はいつですか。

※設備が複数ある場合は、全ての設備の法定点検の時期をご記入ください。

①月次点検		▼		年		▼		月	②年次点検		▼		年		▼		月
		▼		年		▼		月			▼		年		▼		月
		▼		年		▼		月			▼		年		▼		月

(3) 全て又は一部の設備について電気事業法に基づく法定点検を実施している場合、①直近の法定点検でみられた不備事項の内容はどのようなものですか。また、②その不備事項に対して改善措置を講じていますか。

①不備事項内容

()

☐ 不備事項はなかった

②不備事項の改善措置状況

- ☐ ①改善済み ☐ ②未改善

(4) 全て又は一部の設備について電気事業法に基づく法定点検を実施していない場合、その理由は何ですか。
(複数回答可)

- ☐ ①他業務への対応のため ☐ ⑤実施する必要性を認識していないため
- ☐ ②点検者・業者との日程が合わなかったため ☐ ⑥複数の設備のうちの一部について点検を実施しているので、
全ての設備について点検を実施する必要性はないと判断したため
- ☐ ③点検費用の確保が困難なため ☐ ⑦その他
- ☐ ④点検方法が分からなかったため

2-2 災害時の非常用発電設備に関する連絡・連携体制の整備について

(1) 電気主任技術者をどのような形態で選任していますか。

※電気主任技術者が外部委託（不選任）の場合において、以下、本調査表における「電気主任技術者」とは、個人委託の場合は「電気管理技術者」を、法人委託の場合は「保安業務担当者」を指すものとします。

- ☐ ①選任届出 ☐ ②選任許可
- ☐ ③兼任承認 ☐ ④外部委託（不選任）（外部委託の場合は、委託先を以下から選択してください。）
- ☐ ①個人事業者
- ☐ ②電気保安法人
- ☐ ③電気保安協会
- ☐ ④その他

(2) 電気主任技術者の電話番号などの連絡先を把握していますか。

- ☐ ①把握している ☐ ②把握していない

(3) 非常時における電気主任技術者の庁舎までの到達時間はどのくらいですか。

○①30分未満 ○②30分以上1時間未満 ○③1時間以上2時間未満 ○④2時間以上 ○⑤不明

(4) 連絡責任者を選任していますか。

※電気主任技術者の選任形態が「選任届出」又は「選任許可」の場合は「選任している」を選択してください。

○①選任している ○②選任していない

(5)

災害時に電気主任技術者と確実に連絡・連携をとり非常用発電設備を稼働させるために、どのような事前策を講じていますか。 (複数回答可)

- ☐①電気主任技術者の代行者の指定 ☐⑤停電が長時間継続した場合における電気主任技術者の勤務体制の整備
- ☐②電気主任技術者の代行者の責任範囲の明確化 ☐⑥その他
- ☐③連絡責任者の代行者の指定
- ☐④電気主任技術者と連絡が取れなかった場合の対応策 (外部委託法人における24時間対応可能な連絡先の把握等) ☐⑦特に事前策を講じていない

2-3 災害時を想定した非常用発電設備の操作に関する訓練について

(1)

災害時を想定した非常用発電設備の操作に関する訓練を実施していますか。

○①実施している →2-3(2)～(5)へ ○②実施していない →2-3(6)へ

(2)

訓練を実施している場合、①実際の訓練の実施頻度はどのくらいですか。
また、②直近の訓練の実施時期はいつですか。

①実施頻度 年に 回程度
②直近の訓練の実施時期 年 月

(3)

訓練を実施している場合、直近の訓練にはどのような方が参加されましたか。 (複数回答可)

- ☐①電気主任技術者 ☐②連絡責任者 ☐③災害時に設備の保安・稼働に関わる職員 (電気主任技術者又は連絡責任者が不在の場合に指定している代行者等を含む)
- ☐④その他

(4)

訓練を実施している場合、訓練の内容について当てはまる項目を全て選択してください。 (複数回答可)

- ☐①連絡・連携体制の確認 ☐⑥燃料補給方法の確認
- ☐②非常用発電設備の運転操作マニュアル等関係情報の保管場所の確認 ☐⑦エア抜きの方法の確認
- ☐③非常用発電設備の設置場所の確認 ☐⑧長時間停電時を想定した設備の継続運転方法の確認
- ☐④非常用発電設備の発電機容量 (発電出力)、電源供給範囲・ルートの確認 ☐⑨異常発生時の対応の確認
- ☐⑤設備の始動・停止操作の確認 ☐⑩復電時の対応の確認
- ☐⑪その他

(5)

訓練を実施している場合、訓練によって明らかになった課題、課題への対応についてご記入ください。

(例)

業務時間外の発災を想定した訓練で、電気保安業務担当者と連絡がつかなかった場合の他の連絡先を把握していないことが判明したため、電気保安協会の対応窓口の連絡先を発災時のマニュアルに加筆した。 など

(6) 訓練を実施していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|--|--|
| ☐ ①他業務への対応のため | ☐ ④訓練の必要性はないと判断したため |
| ☐ ②訓練参加者の都合により日程調整ができなかったため | ☐ ⑤現在、検討中又は調整中のため |
| ☐ ③訓練方法が分からなかったため | ☐ ⑥その他 <input type="text"/> |

2-4 非常用発電設備等のメンテナンスについて

(1) 非常用発電設備等に関するメンテナンスの内容(法定点検における実施項目も含む)について当てはまる項目を全て選択してください。(複数回答可)

- | | |
|--|--|
| ☐ ①燃料タンクの清掃 | ☐ ⑧ゴム製品(ホース、防振ゴム等)の状態確認・修理・交換 |
| ☐ ②冷却水の状態確認・交換 | ☐ ⑨各種フィルターの状態確認・洗浄・交換 |
| ☐ ③潤滑油の状態確認・交換 | ☐ ⑩その他 <input type="text"/> |
| ☐ ④ラジエータの状態確認・修理・交換 | ☐ ⑪メンテナンス項目について把握していない |
| ☐ ⑤バッテリー(蓄電池)の状態確認・交換 | ☐ ⑫上記のメンテナンスを実施していない |
| ☐ ⑥基盤・電気系統の点検・清掃・修理 | |
| ☐ ⑦キュービクル等(外箱、ボルト固定部等)の状態確認・修理・交換 | |

(2) 備蓄燃料の品質劣化を防止するためにどのようなメンテナンスを実施していますか。(複数回答可)

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ ①備蓄燃料の品質確認 | ☐ ②備蓄燃料の充てん・交換 |
| ☐ ③特にメンテナンスを実施していない | →2-4(7)へ |

(3) 備蓄燃料の品質確認を実施している場合、①マニュアル等で定めている頻度はどのくらいですか。また、②直近の実施時期はいつですか。

- ①規定している実施頻度
- ②直近の実施時期 年 月

(4) 備蓄燃料の充てん・交換を実施している場合、①マニュアル等で定めている頻度はどのくらいですか。また、②直近の実施時期はいつですか。

- ①規定している実施頻度
- ②直近の実施時期 年 月

(5) 備蓄燃料の品質確認又は充てん・交換を実施している場合、どのような経緯により実施することになりましたか。(複数回答可)

- | | |
|--|--|
| ☐ ①過去の災害の経験から | ☐ ④国や業者からの要請を受けたから |
| ☐ ②設備の点検時又は訓練時にメンテナンスの必要性が明らかになったから | ☐ ⑤その他 <input type="text"/> |
| ☐ ③メディアやセミナー等によってメンテナンスの必要性に気づいたから | |

(6) 備蓄燃料の品質確認又は充てん・交換を実施している場合、これらを実施する上で課題になったことや工夫していることがありましたら、その内容についてご記入ください。

(例)

- ・燃料交換にかかる費用負担が大きく、負担軽減策を検討することが課題である。
- ・平時において公用車等で備蓄燃料を利用することで燃料廃棄経費を削減している。
- ・燃料の廃棄費用負担が大きいため、業者等と連携して費用削減のための制度を創設・利用している。

(7) 備蓄燃料の品質確認及び充てん・交換を実施していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

- ☐ ①他業務への対応のため
- ☐ ②メンテナンスの内容・方法が分からなかったため
- ☐ ③メンテナンスの必要性を認識していないため
- ☐ ④メンテナンスの必要性はないと判断したため
- ☐ ⑤現在、検討中又は調整中のため
- ☐ ⑥メンテナンス費用の確保が困難なため
- ☐ ⑦その他

2-5 北海道産業保安監督部による立入検査について

(1) 平成30年以降、北海道産業保安監督部による立入検査を受検した実績はありますか。

- ☐ ①実績がある
- 受検時期: 年 月
- ☐ ②実績がない
- 2-6へ

(2) 平成30年以降で立入検査を受検した実績がある場合、立入検査において北海道産業保安監督部から改善措置の指示等を伴う指導を受けましたか。

- ☐ ①指導を受けた
- ☐ ②特に指導を受けなかった
- 2-6へ

(3) 北海道産業保安監督部の立入検査において指導を受けた場合、①どのような指導を受けましたか。
また、②指導事項に対して改善措置を講じていますか。

①指導内容

②改善措置状況 ☐ ①改善済み ☐ ②未改善

2-6 国の機関や関係団体による非常用発電設備の点検、訓練、メンテナンス等に関する周知、指導、情報提供等の取組について

(1) 国の機関や関係団体から非常用発電設備の点検、訓練、メンテナンス等に関する周知、指導、情報提供等を受けていますか。

- ☐ ①受けている
- ☐ ②受けていない

(2) 周知、指導、情報提供等を受けている場合、その内容は具体的にどのようなものですか。

(例)

- ・〇〇から法定点検の確実な実施を周知する旨の通知文を受けた。
 - ・〇〇が主催する非常用発電設備の操作方法についての講習会に参加した。
 - ・〇〇から備蓄燃料を半年ごとに交換することを推奨する内容のパンフレットが配布された。
- など

2-7 過去の災害等において課題が明らかになった経験について

平成30年北海道胆振東部地震やその他台風などの災害において、点検の不備や訓練の未実施等により設備が正常に稼働せず、課題が明らかになった経験や災害から得られたことについて、他の地方公共団体とその情報を共有することにより、災害時に業務を継続するための電力の確実な確保の後押しにつなげることができると考えておりますので、些細なことでも構いませんのでご記入をお願いいたします。

(例)

- ・〇年台風により停電した際、点検が十分にされていれば避けられたと推定される冷却水漏れ及び燃料漏れにより非常用発電設備〇台に異常があった。
- ・〇年の地震の際に、燃料補給後に非常用発電設備のエア抜きができず設備が稼働後停止した。この経験から、その後の訓練においてエア抜きの方法確認の項目を追加した。
- ・〇年の地震発生時、燃料が目詰まりし、非常用発電設備が稼働しなかった。目詰まりは、燃料タンクの底部に堆積したスラッジが地震の揺れにより攪拌され、燃料に混入し目詰まりに至ったものと推定され、定期的な燃料タンクの清掃、燃料交換が必要であると感じた。

など

3-1 地方公共団体における燃料供給事業者等との燃料の優先供給に係る協定について

(1) 燃料供給事業者等と燃料優先供給協定を締結していますか。

☐ ①締結している →3-1(4)～(11)、3-2以降へ

☐ ②締結していない →3-1(2)(3)、3-3以降へ

(2) 燃料優先供給協定を締結していない場合、その理由は何ですか。

☐ ①現在、検討中のため

☐ ②締結を考えているが、必要な要件に合致する燃料供給事業者等が近隣にない、協定の実効性を確保するためにはどのような内容にすべきかなど、締結に苦慮しているため

☐ ③現在、燃料供給事業者等と調整中のため

☐ ④予算の確保が困難なため

☐ ⑤締結の必要性はないと判断しているため

⇒ ☐ ⑤を選択した場合、災害時にどのような方法で燃料を確保する予定ですか。

☐ ⑥その他

(3) 燃料優先供給協定を締結していない場合、平成30年北海道胆振東部地震の際には、必要な量の燃料を円滑に調達できましたか。

☐ ①調達できた

☐ ②調達できなかった

☐ ③調達を必要とする場面がなかった

⇒ 3-3へお進みください

(4) 燃料優先供給協定を締結している場合、協定締結の相手方はどこですか。 (複数回答可)

☐ ①地方石油業協同組合 ☐ ②燃料販売同業組合

☐ ③燃料供給事業者 ☐ ④その他

(5) 燃料優先供給協定を締結している場合、協定締結の相手方を選定するに当たって、考慮した要件等がありますか。 (複数回答可)

☐ ①庁舎から近いこと

☐ ②施設の耐震性が高いこと

☐ ③燃料の配送に対応できるスタッフが十分に確保されていること

☐ ④燃料の配送に対応できる車両が十分に確保されていること

☐ ⑤停電時でも、燃料をくみ上げることができるような燃料ポンプを常備していること

☐ ⑥燃料の保有量が多いこと

☐ ⑦平時から取引があること

☐ ⑧災害時、燃料の調達をするときに他者と競合しないこと

☐ ⑨必要分を確実に取り置いてくれていること

☐ ⑩石油業協同組合などの団体であること

☐ ⑪より多くの燃料供給事業者が加盟している団体であること

☐ ⑫その他

☐ ⑬特に要件等はない

- (6) 燃料優先供給協定を締結している場合、何か所の燃料供給事業者等と締結していますか。
※石油業協同組合などの団体は1か所とします。

か所

- (7) 燃料優先供給協定を締結している場合、平時に燃料供給する事業者と災害時に燃料供給する事業者は同一の事業者ですか。

- ☐ ①同一事業者
☐ ②異なる事業者
☐ ③石油業協同組合等の団体に依頼しており、団体の調整により供給する事業者が適宜変更になるため不明

- (8) 平成30年以降に、燃料供給事業者等と燃料優先供給協定を締結している場合（新たに協定先を追加した場合も含む）、その経緯は何ですか。（複数回答可）※平成30年以降に、協定を締結していない場合（新たに追加した場合も含む）は、回答不要です。

- ☐ ①消防庁など外部から指摘を受けたため
☐ ②必要な要件に合致する燃料供給事業者等が近隣にない、協定内容をどうしたらよいかわからないなど締結に苦慮していたが、それらの問題が解決したため
☐ ③予算の確保ができたため
☐ ④平成30年北海道胆振東部地震などの災害時に燃料が不足し、業務に支障をきたすおそれがあったため
☐ ⑤訓練で支障が判明したため
☐ ⑥複数の燃料供給事業者等と協定を締結することより、燃料を確実に調達するため
☐ ⑦その他
☐ ⑧経緯不明

- (9) 平成30年以降に、燃料供給事業者等との協定内容の見直しを行っている場合、その理由は何ですか。（複数回答可）※平成30年以降に、協定の見直しをしていない場合は、回答不要です。

- ☐ ①消防庁など外部から指摘を受けたため
☐ ②平成30年北海道胆振東部地震などの災害時に支障があることが判明したため
☐ ③訓練で支障が判明したため
☐ ④定期的に見直しを行っており、内容に不備が見られたため
☐ ⑤その他

- (10) 燃料優先供給協定を締結している場合、災害時に非常用発電設備の業務に携わる関係者へ協定の内容・燃料の要請を行う窓口の連絡先などの周知をしていますか。

- ☐ ①周知している ☐ ②周知していない

- (11) 協定の内容等を周知している場合、周知はいつどのようにしていますか。（複数回答可）

- ☐ ①担当者が変更になった際に、引継書などマニュアルを通して周知
☐ ②平時から燃料供給等を行っているため、その都度確認・周知
☐ ③訓練等を行う際に、事前の手順確認等を通じて周知
☐ ④その他

3-2 災害時における燃料優先供給協定の内容について

※3-1(1)で「燃料優先供給協定を締結している」を選択された場合にご回答ください。

- (1) 災害時、燃料優先供給協定に基づき、燃料供給業務に携わる部局はどこですか。
(複数回答可)

対応人数： 人

☐ ①総務部局

☐ ④その他

☐ ②防災担当部局

☐ ⑤決めていない

☐ ③会計（財政）部局

- (2) 燃料供給事業者等との情報共有について

- ① 災害時に、燃料優先供給協定の締結先との間の連絡は、どのような手段を利用することとしていますか。(複数回答可)

☐ ①固定電話

☐ ④インターネット（サイトの入力フォームから送信するようなもの）

☐ ②携帯電話

☐ ⑤FAX

☐ ③メール

☐ ⑥その他

- ② 燃料優先供給協定の締結先との間で、平時から共有している情報の内容は何ですか。
(複数回答可)

☐ ①電話番号などの連絡先

☐ ⑤供給施設における給油場所

☐ ②給油する油種

☐ ⑥給油場所にタンクローリー等の給油車両が通過できる車両幅等の情報

☐ ③燃料タンクの容量

☐ ⑦給油口の規格

☐ ④非常用発電設備の連続稼働可能時間

☐ ⑧その他

- ③ 石油業協同組合などの団体と燃料優先供給協定を締結している場合、実際に給油する燃料供給事業者へ上記②の情報は共有されていますか。

※団体と締結していない場合は、回答不要です。

☐ ①共有されている ☐ ②共有されていない ☐ ③分からない

- ④ 上記②の情報を燃料供給事業者等と共有していなかったことにより、給油ができなかった、スムーズに給油できず、時間を要してしまったなど支障となった例がありましたら、その内容についてご記載ください。

- ⑤ 平成30年以降に、上記②で選択した情報が変更されている場合、協定の締結先にその情報を共有していますか。

☐ ①共有している ☐ ②共有していない

(3) 災害時における非常用発電設備の燃料優先供給協定に係る手順について

① 災害時に燃料優先供給協定に基づき燃料の供給依頼・要請などを行う場合の具体的な手順を決めていますか。

- ☐ ①決めている
- ☐ ②決めていない →3-2(4)へ

② 具体的な手順を決めている場合、手順の内容はどのようなものですか。 (複数回答可)

- ☐ ①燃料依頼の具体的なタイミング
- ☐ ②連絡手順 (フロー図など)
- ☐ ③給油する品目・数量などの依頼すべき内容
- ☐ ④燃料の残量を確認する担当者などの役割分担
- ☐ ⑤燃料供給時の立会の必要性
- ☐ ⑥燃料供給事業者等へ連絡する順番 (複数の燃料供給事業者等と協定を結んでいる場合)
- ☐ ⑦経費負担など会計手続
- ☐ ⑧その他

③ 具体的な手順を決めている場合、それらの事項を手順書やマニュアル等として作成していますか。

- ☐ ①作成している
- ☐ ②作成していない →3-2(4)へ

④ 具体的な手順を手順書やマニュアル等として作成している場合、手順書やマニュアル等を作成するに至った経緯は何ですか。 (複数回答可)

- ☐ ①過去の災害の経験から
- ☐ ②メディアやセミナー等で必要性に気づいたから
- ☐ ③訓練等を実施するに当たって必要と判断したから
- ☐ ④経緯不明
- ☐ ⑤その他

(4) 燃料優先供給協定に基づき、燃料を確実に調達するために講じている対策は何ですか。 (複数回答可)

- ☐ ①他の重要施設・近隣市町村とのトラブルが発生しないように調整している
- ☐ ②燃料供給事業者等への多重依頼を防ぐため、優先順位を付けている (複数の燃料供給事業者等と協定を結んでいる場合)
- ☐ ③協定を結んでいる燃料供給事業者等が被災した場合の代替手段を確保している
- ☐ ④地震等によって、燃料販売施設から庁舎までの道路が通行できなくなった場合の別ルート等の検討を行っている
- ☐ ⑤燃料供給事業者等に燃料を取り置いてもらっている
- ☐ ⑥その他

(5) 災害時を想定した燃料供給に関する訓練等について

① 災害時を想定した燃料供給に関する訓練を実施していますか。

- ☐ ①実施している →3-2(5)③以降へ
- ☐ ②実施していない →3-2(5)②へ

② 訓練を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

- ☐ ①他業務への対応のため
- ☐ ②訓練参加者の都合により日程調整ができなかったため
- ☐ ③訓練方法が分からなかったため
- ☐ ④訓練の必要性はないと判断しているため
- ☐ ⑤現在、検討中又は調整中のため
- ☐ ⑥その他

⇒3-3以降へお進みください

③ 訓練を実施している場合、訓練の実施頻度はどのくらいですか。また、直近の訓練の実施時期はいつですか。

実施頻度： 年に 回程度

直近の実施時期： 年 月

④ 訓練を実施している場合、どのような機関が訓練に参加していますか。（複数回答可）

- ☐ ①北海道 ☐ ②北海道経済産業局 ☐ ③近隣市町村 ☐ ④燃料供給事業者
- ☐ ⑤石油業協同組合 ☐ ⑥燃料販売同業組合 ☐ ⑦その他

⑤ 訓練を実施している場合、訓練で実施している内容は何か。（複数回答可）

- ☐ ①連絡先・連絡する順番の確認
- ☐ ②依頼内容（油種、量等）の確認
- ☐ ③庁舎の被害状況の伝達
- ☐ ④協定を結んでいる燃料供給事業者等が被災した場合の対応
- ☐ ⑤地震等によって、燃料販売施設から庁舎までの道路が通行できなくなった場合の別ルート等の検討
- ☐ ⑥重油等の燃料の荷下ろし（責任者の立会い、給油場所への案内、給油口の規格の確認など）
- ☐ ⑦給油の確認（残量、給油された量の確認など）
- ☐ ⑧その他

⑥ 訓練を実施している場合、訓練によって明らかになった課題、課題への対応について記載してください。

例）燃料を供給する際に、給油口がすぐに見つからなかったため、担当する立会人（責任者）が燃料供給事業者等を誘導するようマニュアルに規定することとした。

3-3 災害時における燃料供給の実績について

※3-1(1)で「燃料優先供給協定を締結している」「燃料優先供給協定を締結していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

(1) 災害時、非常用発電設備を稼働させるために燃料供給を行ったことがありますか。

○ ①行ったことがある →3-3(2)へ

○ ②行ったことはない } 3-3(3)へ

○ ③不明

(2) 燃料供給を行ったことがある場合、燃料優先供給協定に基づく燃料供給が行われたことはありますか。

○ ①ある

○ ②ない

○ ③不明

(3) 平成30年北海道胆振東部地震やその他台風などの災害時において、燃料供給をスムーズに行うことができなかった、供給を受けようとしたが、道路が陥没して役所まで到達できない、対応者が不在により給油を受けることができないなど支障となったことがありましたら、他の地方公共団体とその情報を共有することにより、事前の対策を講ずることができ、より災害対応が迅速に進むと考えておりますので、些細なことでも構いませんのでご記入お願いいたします。

4 意見・要望

おわりに、全体を通して、①非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、②非常用発電設備の点検、操作訓練、③災害時の非常用発電設備の燃料供給に係る協定の締結などに関して、何かご意見・ご要望がありましたらご記載ください。

地方公共団体名		
所属部・課・係		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

質問は以上です。

ご協力いただき、ありがとうございました。

地方公共団体の B C P の実効性に関する調査

－非常用発電設備の整備等を中心として－

〈地方公共団体調査票取りまとめ結果〉

〈地方公共団体調査票について〉

対象	道内 180 地方公共団体
期間	令和 3 年 8 月 2 日～9 月 16 日
調査票の送付方法等	地方公共団体の担当者へメール又は郵便で送付
返信方法	メール又は郵便
回収数及び回収率	180 地方公共団体（100%）
時点	令和 3 年 8 月

※ 地方公共団体の回答は原文のまま記載しているが、一部地方公共団体名が特定されるもの等については当局が加筆・修正を行っている。

※ 表中、選択肢の右の数字は回答した市町村数、その右は回答母数に対する割合を示す。

※ 図表中の「n」（number of case）は、各設問の回答市町村数を示す比率算出の基数である。複数選択可の設問では、全ての比率を合計すると 100%を超える場合がある。

※ 比率は、少数点第 2 位を四捨五入したため、合計が 100 にならない場合がある。

1-1 非常用発電設備の整備について

- (1) 非常用発電設備を整備していますか。
※複数整備している又は複数の整備予定がある場合には、全ての発電設備の整備（予定）時期を記載してください。

回答	地方公共団体数	割合
1 整備している	144	80.0%
2 整備していない	36	20.0%
合計	180	100.0%

【整備している場合】

回答	地方公共団体数	割合
1 1台	133	92.4%
2 2台	10	6.9%
3 3台	1	0.7%
合計	144	100.0%

整備時期

回答	台数	割合
1 昭和63年以前	13	8.3%
2 平成元年～10年	19	12.2%
3 平成11年～20年	17	10.9%
4 平成21年～30年	64	41.0%
5 平成31年(令和元年)以降	42	26.9%
6 不明	1	0.6%
合計	156	99.9%

増設予定時期

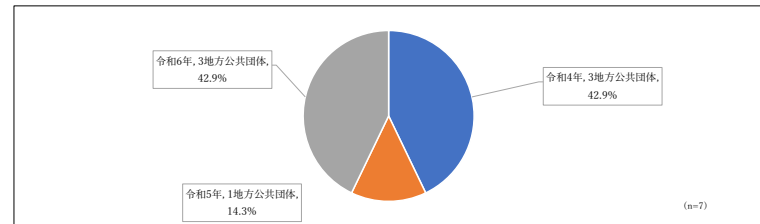
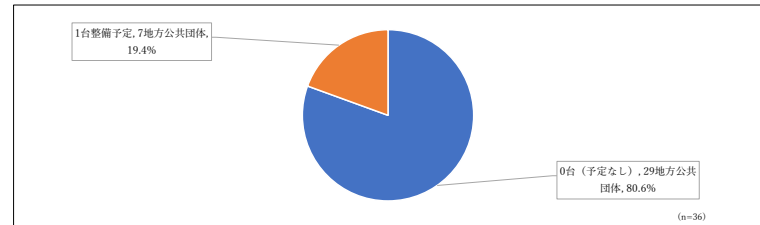
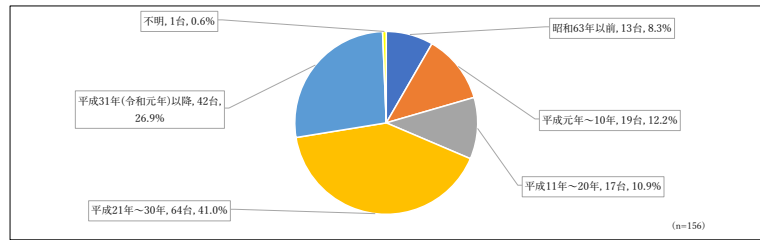
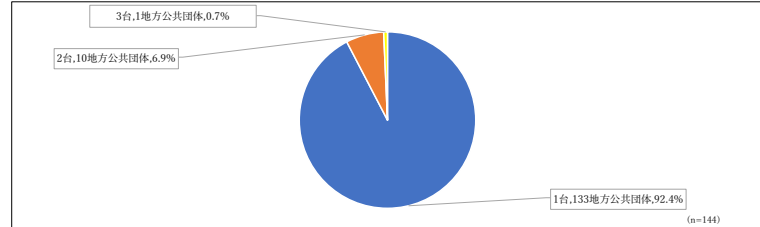
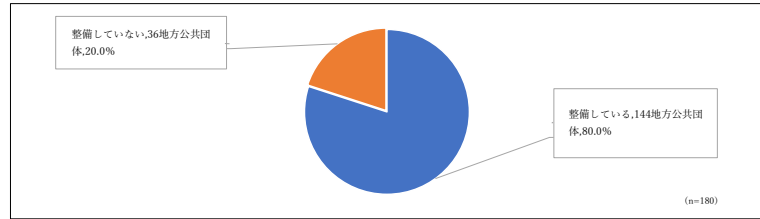
回答	地方公共団体数	割合
1 令和3年	1	100.0%
合計	1	100.0%

【整備していない場合】

回答	地方公共団体数	割合
1 0台（予定なし）	29	80.6%
2 1台	7	19.4%
合計	36	100.0%

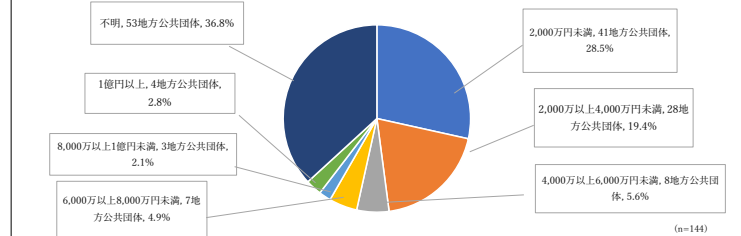
整備予定時期

回答	地方公共団体数	割合
1 令和4年	3	42.9%
2 令和5年	1	14.3%
3 令和6年	3	42.9%
合計	7	100.1%



- (2) 非常用発電設備を整備している場合、整備費用はどのくらいですか。
※複数整備している場合は整備費用の合計額をご回答ください。

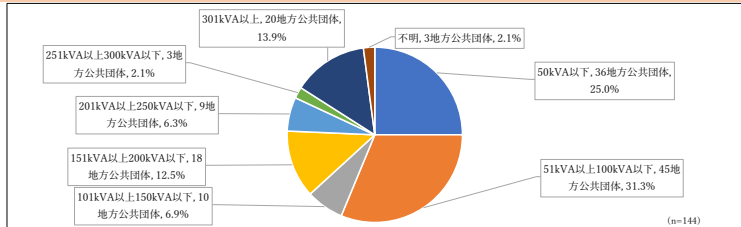
回答	地方公共団体数	割合
1 2,000万円未満	41	28.5%
2 2,000万円以上4,000万円未満	28	19.4%
3 4,000万円以上6,000万円未満	8	5.6%
4 6,000万円以上8,000万円未満	7	4.9%
5 8,000万円以上1億円未満	3	2.1%
6 1億円以上	4	2.8%
7 不明	53	36.8%
合計	144	100.1%



- (3) 非常用発電設備を整備している場合、発電機容量（発電出力）はどのくらいですか。
※複数整備している場合は全ての設備についてそれぞれ記載してください。

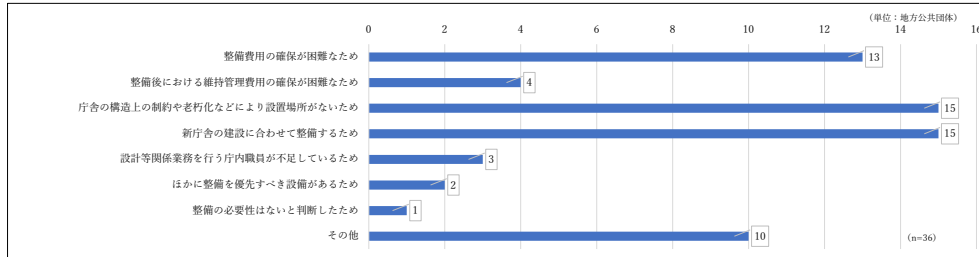
回答 (kVA)	地方公共団体数	割合
1 50kVA以下	36	25.0%
2 51kVA以上100kVA以下	45	31.3%
3 101kVA以上150kVA以下	10	6.9%
4 151kVA以上200kVA以下	18	12.5%
5 201kVA以上250kVA以下	9	6.3%
6 251kVA以上300kVA以下	3	2.1%
7 301kVA以上	20	13.9%
8 不明	3	2.1%
合計	144	100.1%

(注) 複数台整備している場合は発電機容量の合計



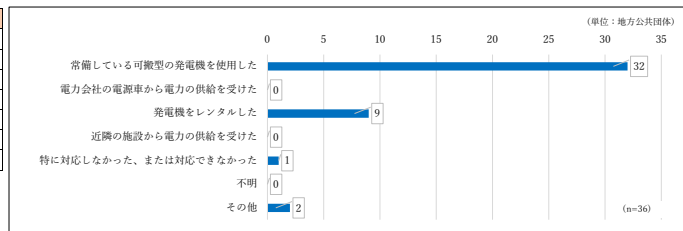
- (4) 非常用発電設備を整備していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)
※整備予定がある場合も、現時点で整備していない理由について記載してください。

回答	地方公共団体数	割合
1 整備費用の確保が困難なため	13	36.1%
2 整備後における維持管理費用の確保が困難なため	4	11.1%
3 庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため	15	41.7%
4 新庁舎の建設に合わせて整備するため	15	41.7%
5 設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため	3	8.3%
6 ほかに整備を優先すべき設備があるため	2	5.6%
7 整備の必要性はないと判断したため	1	2.8%
8 その他	10	27.8%



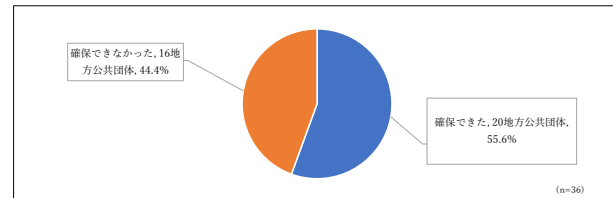
- (5) 非常用発電設備を整備していない場合、平成30年北海道胆振東部地震において電力を確保するためにどのように対応しましたか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 常備している可搬型の発電機を使用した	32	88.9%
2 電力会社の電源車から電力の供給を受けた	0	0.0%
3 発電機をレンタルした	9	25.0%
4 近隣の施設から電力の供給を受けた	0	0.0%
5 特に対応しなかった、または対応できなかった	1	2.8%
6 不明	0	0.0%
7 その他	2	5.6%



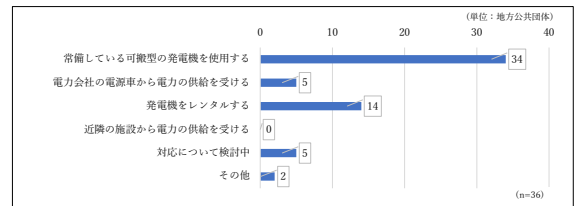
- (6) 上記(5)の対応を行った結果、必要な業務を行うための電力を確保できましたか。

回答	地方公共団体数	割合
1 確保できた	20	55.6%
2 確保できなかった	16	44.4%
合計	36	100.0%



- (7) 非常用発電設備を整備していない場合、非常用発電設備がない状態で災害時に停電したときにどのように対応する予定ですか。(複数回答可)
※整備予定がある場合は、整備されるまでの間の対応予定について記載してください。

回答	地方公共団体数	割合
1 常備している可搬型の発電機を使用する	34	94.4%
2 電力会社の電源車から電力の供給を受ける	5	13.9%
3 発電機をレンタルする	14	38.9%
4 近隣の施設から電力の供給を受ける	0	0.0%
5 対応について検討中	5	13.9%
6 その他	2	5.6%

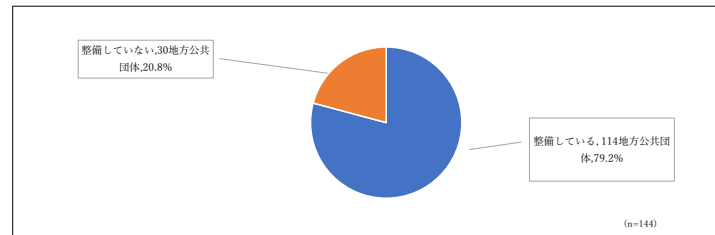


1-2 非常用発電設備を長時間稼働させるための燃料貯蔵設備（燃料タンク等）の整備について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

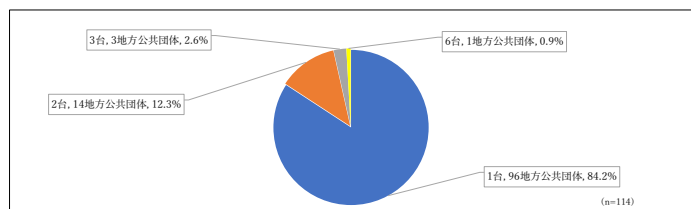
- (1) 非常用発電設備用の燃料貯蔵設備を整備していますか。
※複数整備している又は複数の整備予定がある場合には、全ての燃料貯蔵設備の整備（予定）時期を記載してください。

回答	地方公共団体数	割合
1 整備している	114	79.2%
2 整備していない	30	20.8%
合計	144	100.0%



【整備している場合】

整備台数			
	回答	地方公共団体数	割合
1	1台	96	84.2%
2	2台	14	12.3%
3	3台	3	2.6%
4	6台	1	0.9%
	合計	114	100.0%



○整備時期

	回答	台数	割合
1	昭和63年以前	18	12.9%
2	平成元年～10年	12	8.6%
3	平成11年～20年	14	10.1%
4	平成21年～30年	46	33.1%
5	平成31年（令和元年）以降	46	33.1%
6	不明	3	2.2%
	合計	139	100.0%

増設予定	0
------	---

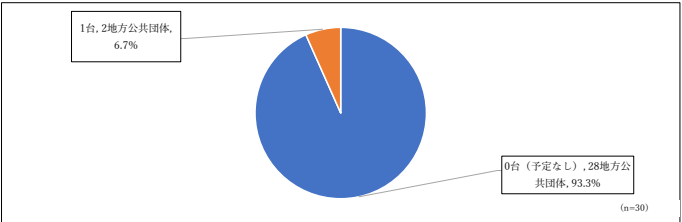
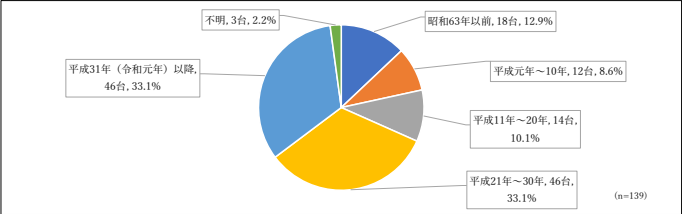
【整備していない場合】

整備予定台数

	回答	地方公共団体数	割合
1	0台（予定無し）	28	93.3%
2	1台	2	6.7%
	合計	30	100.0%

整備予定時期

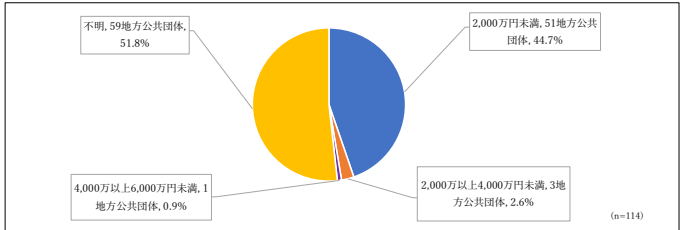
	回答	地方公共団体数	割合
1	令和3年	1	50.0%
2	令和4年	0	0.0%
3	令和5年	0	0.0%
4	令和6年以降	1	50.0%
	合計	2	100.0%



(2) 燃料貯蔵設備を整備している場合、整備費用はどのくらいですか。

※複数整備している場合は整備費用の合計額をご回答ください。

	回答	地方公共団体数	割合
1	2,000万円未満	51	44.7%
2	2,000万以上4,000万円未満	3	2.6%
3	4,000万以上6,000万円未満	1	0.9%
4	6,000万以上8,000万円未満	0	0.0%
5	8,000万以上1億円未満	0	0.0%
6	1億円以上	0	0.0%
7	不明	59	51.8%
	合計	114	100.0%



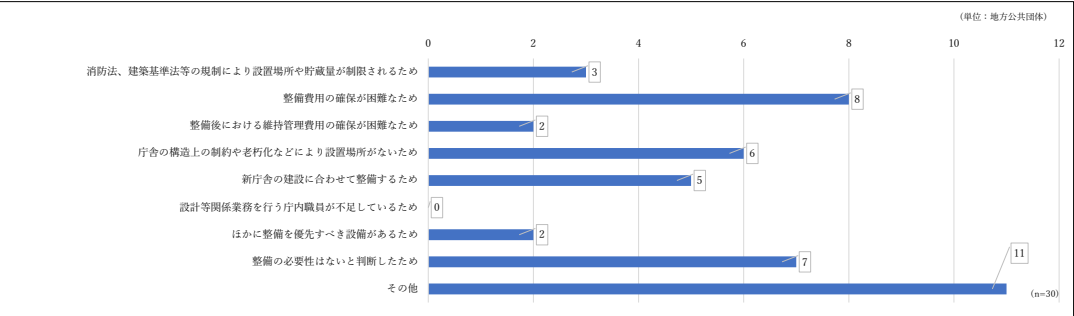
(3) 燃料貯蔵設備を整備していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

※整備予定がある場合も、現時点で整備していない理由について記載してください。

	回答	地方公共団体数	割合
1	消防法、建築基準法等の規制により設置場所や貯蔵量が制限されるため	3	10.0%
2	整備費用の確保が困難なため	8	26.7%
3	整備後における維持管理費用の確保が困難なため	2	6.7%
4	庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため	6	20.0%
5	新庁舎の建設に合わせて整備するため	5	16.7%
6	設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため	0	0.0%
7	ほかに整備を優先すべき設備があるため	2	6.7%
8	整備の必要性はないと判断したため	7	23.3%
9	その他	11	36.7%

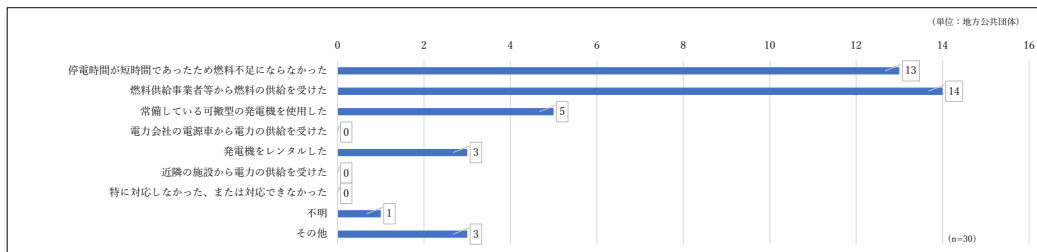
○その他（主なもの）

No.	回答
1	非常用発電設備の内蔵タンクで72時間以上の対応ができるため
2	協定を締結している燃料供給事業者等から燃料の供給を受けられるため
3	太陽光パネル及び蓄電池で稼働しているため



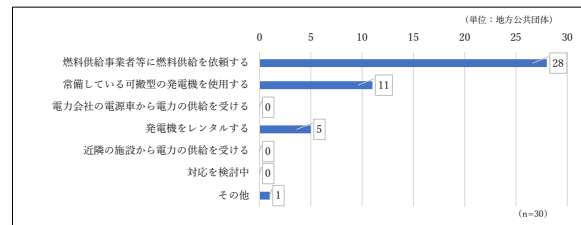
(4) 燃料貯蔵設備を整備していない場合、平成30年北海道胆振東部地震で非常用発電設備を稼働するための燃料が不足したときにどのように対応しましたか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	電力	
		確保できた	確保できなかった
1 停電時間が短時間であったため燃料不足にならなかった	13 (43.3%)	13	0
2 燃料供給事業者等から燃料の供給を受けた	14 (46.7%)	14	0
3 常備している可搬型の発電機を使用した	5 (16.7%)	3	2
4 電力会社の電源車から電力の供給を受けた	0 (0.0%)	0	0
5 発電機をレンタルした	3 (10.0%)	3	0
6 近隣の施設から電力の供給を受けた	0 (0.0%)	0	0
7 特に対応しなかった、または対応できなかった	0 (0.0%)	—	—
8 不明	1 (3.3%)	—	—
9 その他	3 (10.0%)	—	—



- (5) 燃料貯蔵設備を整備していない場合、災害時に非常用発電設備を稼働するための燃料が不足したときにどのように対応しますか。(複数回答可)
※整備予定がある場合は、整備されるまでの間の対応予定について記載してください。

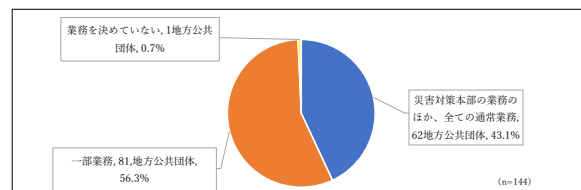
回答	地方公共団体数	割合
1 燃料供給事業者等に燃料供給を依頼する	28	93.3%
2 常備している可搬型の発電機を使用する	11	36.7%
3 電力会社の電源車から電力の供給を受ける	0	0.0%
4 発電機をレンタルする	5	16.7%
5 近隣の施設から電力の供給を受ける	0	0.0%
6 対応を検討中	0	0.0%
7 その他	1	3.3%



1-3 非常用発電設備の稼働能力について ※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

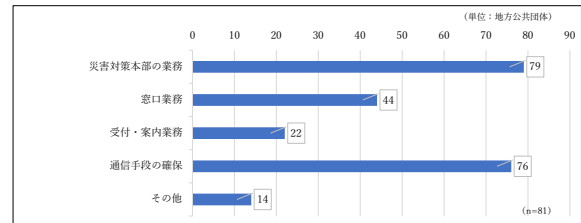
- (1) 非常用発電設備により確保した電力をどのような業務に使うことにしていますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 災害対策本部の業務のほか、全ての通常業務	62	43.1%
2 一部業務	81	56.3%
3 業務を決めていない	1	0.7%
4 その他	0	0.0%
合計	144	100.1%



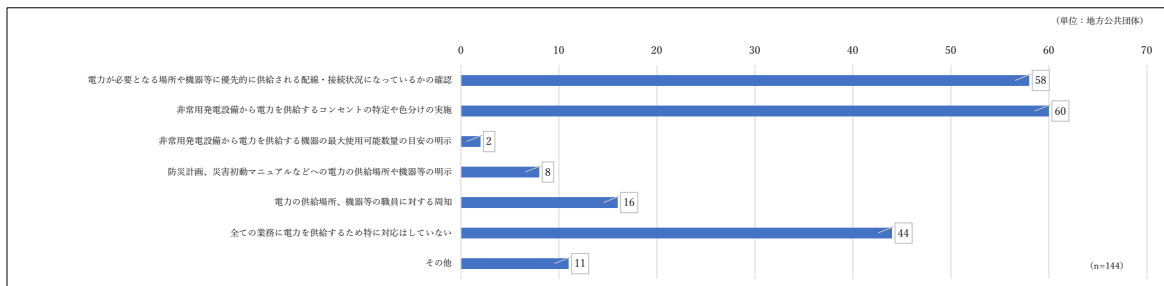
○一部業務 (複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 災害対策本部の業務	79	97.5%
2 窓口業務	44	54.3%
3 受付・案内業務	22	27.2%
4 通信手段の確保	76	93.8%
5 その他	14	17.3%



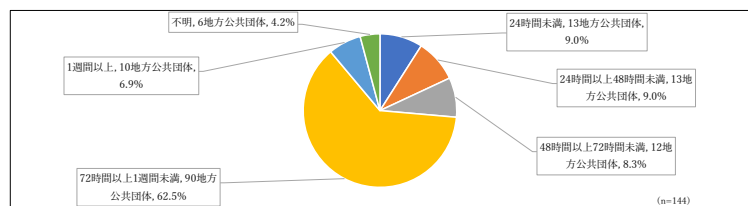
- (2) 非常用発電設備により確保した電力を必要な場所、機器等に確実に供給するためにどのようなことを行っていますか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 電力が必要となる場所や機器等に優先的に供給される配線・接続状況になっているかの確認	58	40.3%
2 非常用発電設備から電力を供給するコンセントの特定や色分けの実施	60	41.7%
3 非常用発電設備から電力を供給する機器の最大使用可能数量の目安の明示	2	1.4%
4 防災計画、災害初動マニュアルなどへの電力の供給場所や機器等の明示	8	5.6%
5 電力の供給場所、機器等の職員に対する周知	16	11.1%
6 全ての業務に電力を供給するため特に対応はしていない	44	30.6%
7 その他	11	7.6%

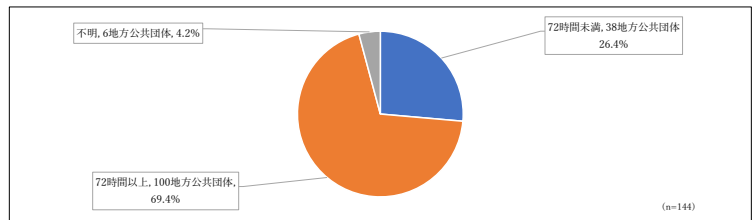


- (3) 令和3年8月1日現在で備蓄している燃料を全て使用した場合、非常用発電設備は何時間稼働しますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 24時間未満	13	9.0%
2 24時間以上48時間未満	13	9.0%
3 48時間以上72時間未満	12	8.3%
4 72時間以上1週間未満	90	62.5%
5 1週間以上	10	6.9%
6 不明	6	4.2%
合計	144	99.9%



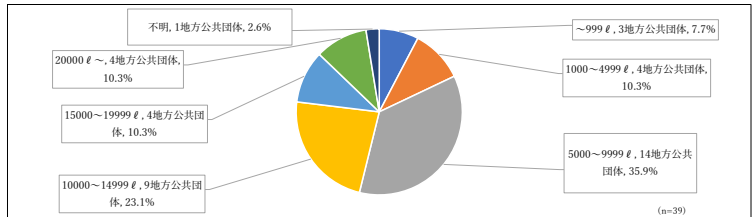
回答	地方公共団体数	割合
1 72時間未満	38	26.4%
2 72時間以上	100	69.4%
3 不明	6	4.2%
合計	144	100.0%



(4) 燃料貯蔵設備の容量と実際に備蓄している量はどのくらいですか。
※複数整備している場合は全ての設備についてそれぞれ記載してください。

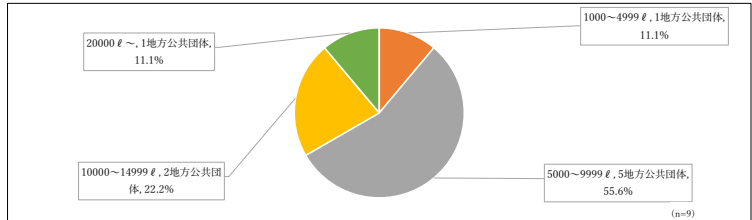
① 燃料貯蔵設備の容量 (A重油)

回答 (ℓ)	地方公共団体数	割合
1 ～999	3	7.7%
2 1000～4999	4	10.3%
3 5000～9999	14	35.9%
4 10000～14999	9	23.1%
5 15000～19999	4	10.3%
6 20000～	4	10.3%
7 不明	1	2.6%
合計	39	100.0%



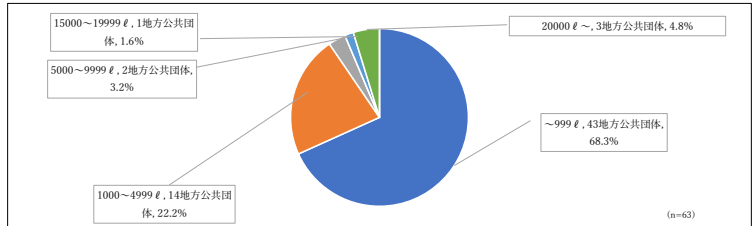
② 燃料貯蔵設備の容量 (灯油)

回答 (ℓ)	地方公共団体数	割合
1 ～999	0	0.0%
2 1000～4999	1	11.1%
3 5000～9999	5	55.6%
4 10000～14999	2	22.2%
5 15000～19999	0	0.0%
6 20000～	1	11.1%
7 不明	0	0.0%
合計	9	100.0%



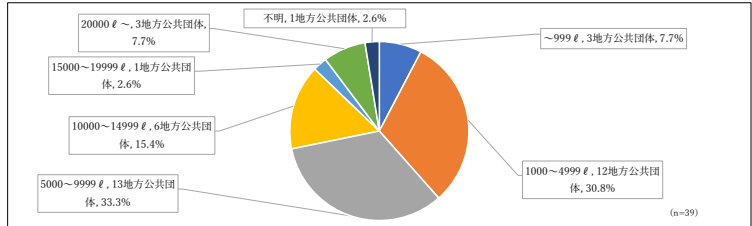
③ 燃料貯蔵設備の容量 (軽油)

回答 (ℓ)	地方公共団体数	割合
1 ～999	43	68.3%
2 1000～4999	14	22.2%
3 5000～9999	2	3.2%
4 10000～14999	0	0.0%
5 15000～19999	1	1.6%
6 20000～	3	4.8%
7 不明	0	0.0%
合計	63	100.1%



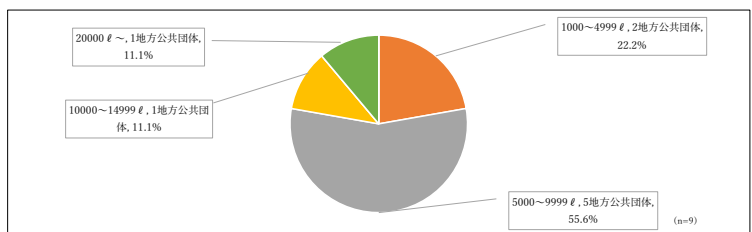
① 備蓄量 (A重油)

回答 (ℓ)	地方公共団体数	割合
1 ～999	3	7.7%
2 1000～4999	12	30.8%
3 5000～9999	13	33.3%
4 10000～14999	6	15.4%
5 15000～19999	1	2.6%
6 20000～	3	7.7%
7 不明	1	2.6%
合計	39	100.1%



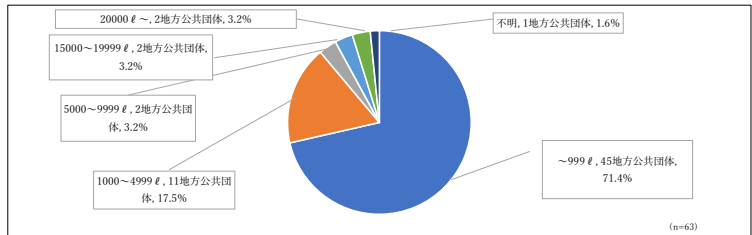
② 備蓄量 (灯油)

回答 (ℓ)	地方公共団体数	割合
1 ～999	0	0.0%
2 1000～4999	2	22.2%
3 5000～9999	5	55.6%
4 10000～14999	1	11.1%
5 15000～19999	0	0.0%
6 20000～	1	11.1%
7 不明	0	0.0%
合計	9	100.0%



③ 備蓄量 (軽油)

回答 (ℓ)	地方公共団体数	割合
1 ～999	45	71.4%
2 1000～4999	11	17.5%
3 5000～9999	2	3.2%
4 10000～14999	0	0.0%
5 15000～19999	2	3.2%
6 20000～	2	3.2%
7 不明	1	1.6%
合計	63	100.1%

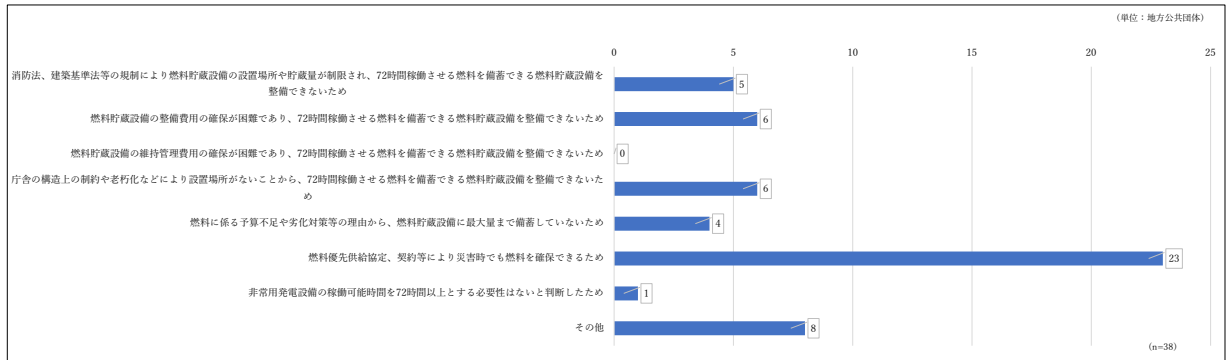


○ その他 (LPガス)

容量及び備蓄量(kg)	地方公共団体数	割合
1 ～500	2	66.7%
2 501～	1	33.3%
合計	3	100.0%

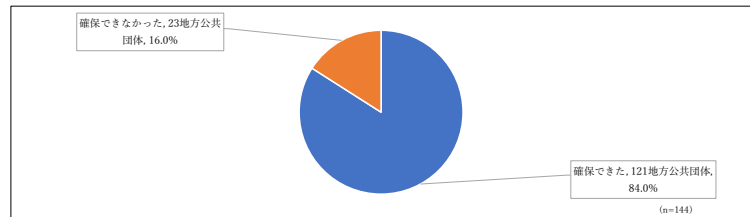
(5) 上記(3)で非常用発電設備の稼働可能時間が72時間未満となるもの(①～③)を選択した場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

回答		地方公共団体数	割合
1	消防法、建築基準法等の規制により燃料貯蔵設備の設置場所や貯蔵量が制限され、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため	5	13.2%
2	燃料貯蔵設備の整備費用の確保が困難であり、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため	6	15.8%
3	燃料貯蔵設備の維持管理費用の確保が困難であり、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため	0	0.0%
4	庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないことから、72時間稼働させる燃料を備蓄できる燃料貯蔵設備を整備できないため	6	15.8%
5	燃料に係る予算不足や劣化対策等の理由から、燃料貯蔵設備に最大量まで備蓄していないため	4	10.5%
6	燃料優先供給協定、契約等により災害時でも燃料を確保できるため	23	60.5%
7	非常用発電設備の稼働可能時間を72時間以上とする必要性はないと判断したため	1	2.6%
8	その他	8	21.1%



(6) 平成30年北海道胆振東部地震の発生時に必要な業務を行うための電力を確保できましたか。

回答	地方公共団体数	割合
1 確保できた	121	84.0%
2 確保できなかった	23	16.0%
合計	144	100.0%



(7) 上記(6)において「電力を確保できなかった」を選択した場合や、結果的には確保できたが確保できないおそれがあったような場合には、その理由や事情等を記載してください。

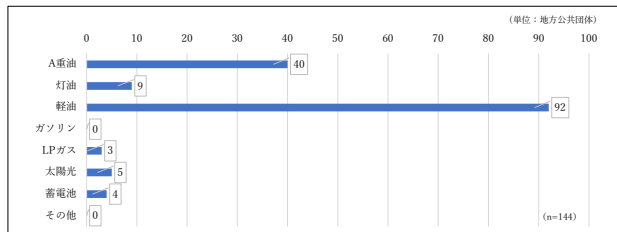
回答
1 非常用発電機の不良により発電が行えなくなったため。
2 非常用発電設備を整備中だったため。
3 非常用発電設備を整備していなかったため。
4 可搬型の発電機を使用したため、必要な電力の容量が確保できなかった。
5 通信機器など必要な場所に非常用電源が接続されていなかった。
6 当時の非常用発電機の能力が低かったため。
7 供給コンセントが限られるため、使用するための臨時配線が必要になった。
8 非常用発電設備自体は稼働したが、パソコン等の電子機器に電力を供給するための整備をしていなかったため、最低限の業務しかできなかった。
9 当時の非常用電源設備では、庁内全体に電力供給できる能力がなかったため。
10 発電機の容量が足りなかったため庁舎窓口業務を一部制限する必要があった。
11 可搬型発電機により、特に携帯電話電源確保に一部苦慮。
12 非常用発電設備がなかったで、地震発生直後は各種通信機器がダウンし使用できなくなったが、ガソリン発電機稼働後は業務を行うための電力を確保することができた。
13 必要なパソコンや通信関係の複雑な配線により、コンセント等を割り出すのに時間を要した。
14 役場庁舎は自家発電設備の運転や可搬型発電機を調達して最低限の業務対応はできたが、庁舎内で電力が供給されるネットワーク設備・業務システム・パソコン等の特定に困難を要した。
15 備蓄量の問題や想定外の長期の停電だったため。

1-4 非常用発電に用いている燃料等の種類について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

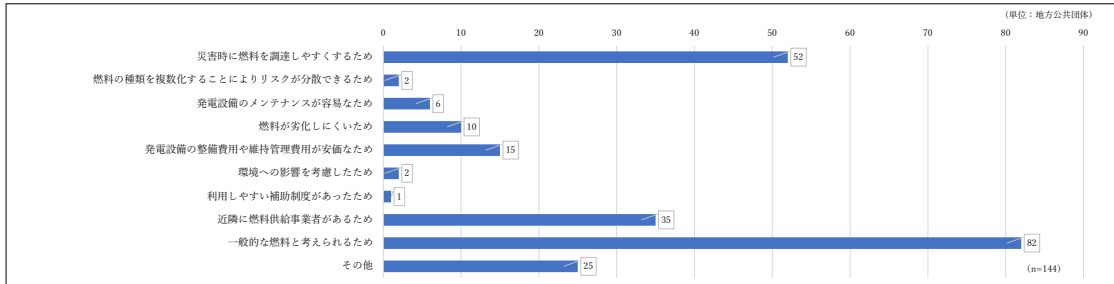
(1) 発電にどのような燃料等を用いていますか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 A重油	40	27.8%
2 灯油	9	6.3%
3 軽油	92	63.9%
4 ガソリン	0	0.0%
5 LPガス	3	2.1%
6 太陽光	5	3.5%
7 蓄電池	4	2.8%
8 その他	0	0.0%



(2) 上記(1)で選択した燃料等を用いている理由は何ですか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 災害時に燃料を調達しやすくするため	52	36.1%
2 燃料の種類を複数化することによりリスクが分散できるため	2	1.4%
3 発電設備のメンテナンスが容易なため	6	4.2%
4 燃料が劣化しにくいいため	10	6.9%
5 発電設備の整備費用や維持管理費用が安価なため	15	10.4%
6 環境への影響を考慮したため	2	1.4%
7 利用しやすい補助制度があったため	1	0.7%
8 近隣に燃料供給事業者があるため	35	24.3%
9 一般的な燃料と考えられるため	82	56.9%
10 その他	25	17.4%

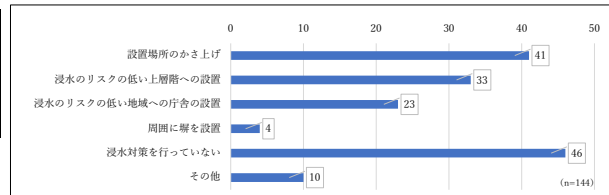


1-5 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の浸水対策・地震対策について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」を選択された場合にご回答ください。

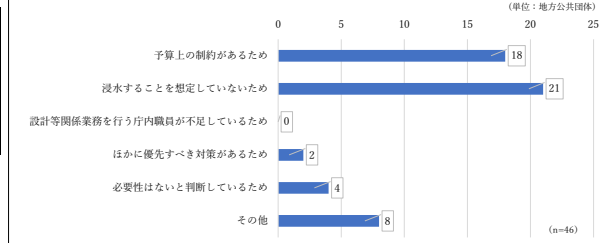
(1) 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の浸水対策としてどのようなことを行っていますか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 設置場所のかき上げ	41	28.5%
2 浸水のリスクの低い上層階への設置	33	22.9%
3 浸水のリスクの低い地域への庁舎の設置	23	16.0%
4 周囲に堀を設置	4	2.8%
5 浸水対策を行っていない	46	31.9%
6 その他	10	6.9%



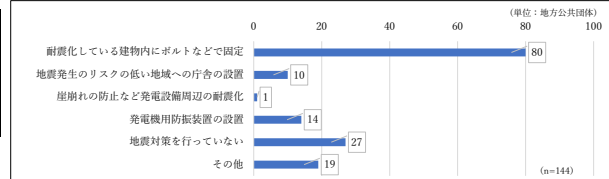
(2) 浸水対策を行っていない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 予算上の制約があるため	18	39.1%
2 浸水することを想定していないため	21	45.7%
3 設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため	0	0.0%
4 ほかに優先すべき対策があるため	2	4.3%
5 必要性はないと判断しているため	4	8.7%
6 その他	8	17.4%



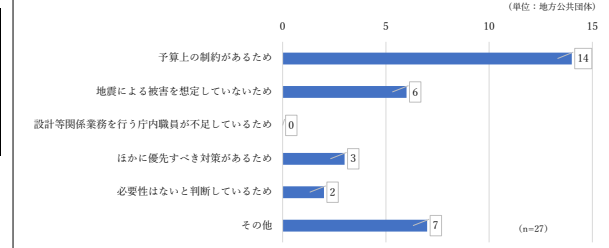
(3) 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の地震対策としてどのようなことを行っていますか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 耐震化している建物内にボルトなどで固定	80	55.6%
2 地震発生のリスクの低い地域への庁舎の設置	10	6.9%
3 崖崩れの防止など発電設備周辺の耐震化	1	0.7%
4 発電機用防振装置の設置	14	9.7%
5 地震対策を行っていない	27	18.8%
6 その他	19	13.2%



(4) 地震対策を行っていない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 予算上の制約があるため	14	51.9%
2 地震による被害を想定していないため	6	22.2%
3 設計等関係業務を行う庁内職員が不足しているため	0	0.0%
4 ほかに優先すべき対策があるため	3	11.1%
5 必要性はないと判断しているため	2	7.4%
6 その他	7	25.9%



(5) 平成30年北海道胆振東部地震の発生時に、非常用発電設備が倒れる、浸水するなどの問題は起こりましたか。

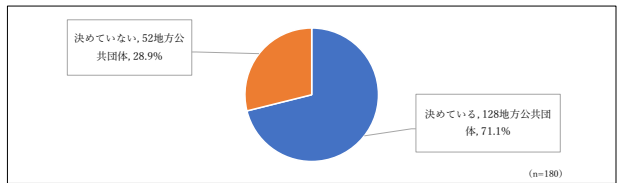
回答	地方公共団体数	割合
1 問題が起きた	0	0.0%
2 問題は起きなかった	144	100.0%
合計	144	100.0%

1-6 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

(1) 本庁舎が使用できなくなった場合に備えて代替庁舎を決めていますか。

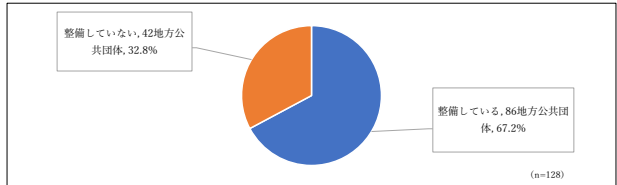
回答	地方公共団体数	割合
1 決めている	128	71.1%
2 決めていない	52	28.9%
合計	180	100.0%



(2) 代替庁舎を決めている場合、代替庁舎には非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備していますか。

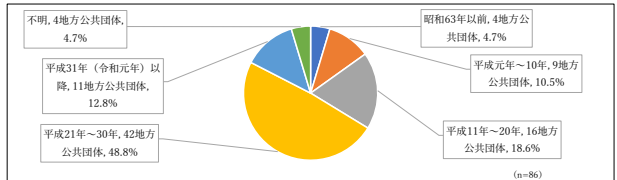
【i】非常用発電設備

回答	地方公共団体数	割合
1 整備している	86	67.2%
2 整備していない	42	32.8%
3 整備しているか分からない	0	0.0%
合計	128	100.0%



○整備時期

回答	地方公共団体数	割合
1 昭和63年以前	4	4.7%
2 平成元年～10年	9	10.5%
3 平成11年～20年	16	18.6%
4 平成21年～30年	42	48.8%
5 平成31年（令和元年）以降	11	12.8%
6 不明	4	4.7%
合計	86	100.1%

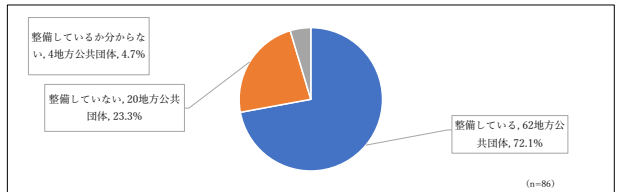


○整備予定時期（整備していない場合）

回答	地方公共団体数	割合
1 令和3年	1	50.0%
2 令和4年	1	50.0%
合計	2	100.0%

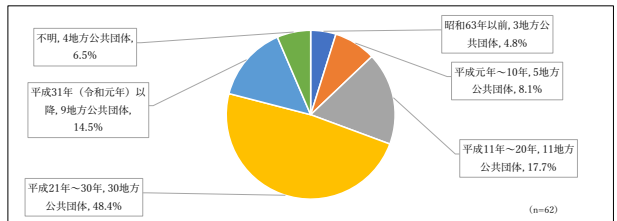
【ii】燃料貯蔵設備

回答	地方公共団体数	割合
1 整備している	62	72.1%
2 整備していない	20	23.3%
3 整備しているか分からない	4	4.7%
合計	86	100.1%



○整備時期

回答	地方公共団体数	割合
1 昭和63年以前	3	4.8%
2 平成元年～10年	5	8.1%
3 平成11年～20年	11	17.7%
4 平成21年～30年	30	48.4%
5 平成31年（令和元年）以降	9	14.5%
6 不明	4	6.5%
合計	62	100.0%

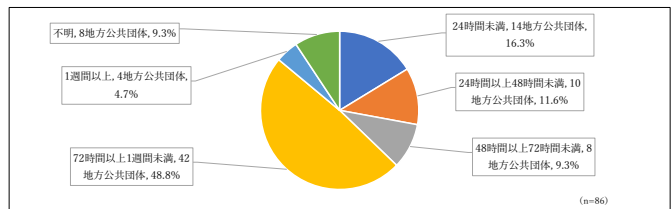


○整備予定時期（整備していない場合）

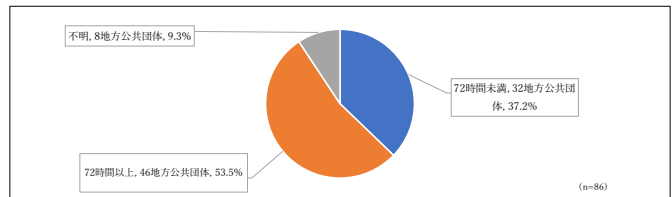
回答	地方公共団体数	割合
1 令和3年	1	100.0%
合計	1	100.0%

(3) 代替庁舎に非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備している場合、令和3年8月1日現在で備蓄している燃料を全て使用した場合、非常用発電設備は何時間稼働しますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 24時間未満	14	16.3%
2 24時間以上48時間未満	10	11.6%
3 48時間以上72時間未満	8	9.3%
4 72時間以上1週間未満	42	48.8%
5 1週間以上	4	4.7%
6 不明	8	9.3%
合計	86	100.0%



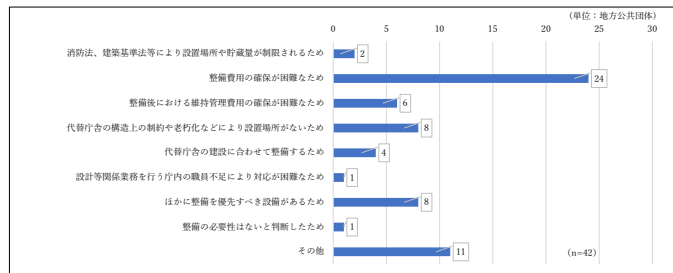
回答	地方公共団体数	割合
72時間未満	32	37.2%
72時間以上	46	53.5%
不明	8	9.3%
合計	86	100.0%



- (4) 代替庁舎に非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）
※整備予定がある場合も、現時点で整備していない理由について記載してください。

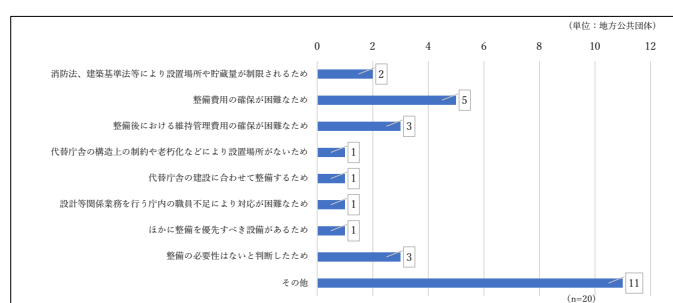
【非常用発電設備を整備していない理由】

回答	地方公共団体数	割合
1 消防法、建築基準法等により設置場所や貯蔵量が制限されるため	2	4.8%
2 整備費用の確保が困難なため	24	57.1%
3 整備後における維持管理費用の確保が困難なため	6	14.3%
4 代替庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため	8	19.0%
5 代替庁舎の建設に合わせて整備するため	4	9.5%
6 設計等関係業務を行う庁内の職員不足により対応が困難なため	1	2.4%
7 ほかに整備を優先すべき設備があるため	8	19.0%
8 整備の必要性はないと判断したため	1	2.4%
9 その他	11	26.2%



【非常用発電設備を整備し燃料貯蔵設備を整備していない理由】

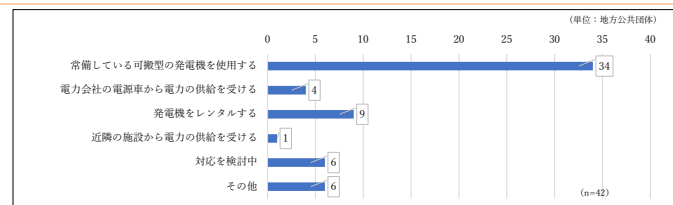
回答	地方公共団体数	割合
1 消防法、建築基準法等により設置場所や貯蔵量が制限されるため	2	10.0%
2 整備費用の確保が困難なため	5	25.0%
3 整備後における維持管理費用の確保が困難なため	3	15.0%
4 代替庁舎の構造上の制約や老朽化などにより設置場所がないため	1	5.0%
5 代替庁舎の建設に合わせて整備するため	1	5.0%
6 設計等関係業務を行う庁内の職員不足により対応が困難なため	1	5.0%
7 ほかに整備を優先すべき設備があるため	1	5.0%
8 整備の必要性はないと判断したため	3	15.0%
9 その他	11	55.0%



- (5) 代替庁舎に非常用発電設備や燃料貯蔵設備を整備していない場合、非常用発電設備等がない状態で災害時に停電したときにどのように対応しますか。（複数回答可）
※整備予定がある場合は、整備されるまでの間の対応予定について記載してください。

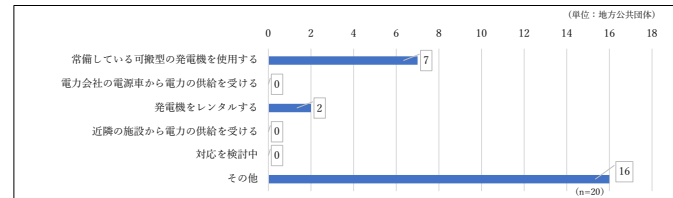
【非常用発電設備を整備していない場合】

回答	地方公共団体数	割合
1 常備している可搬型の発電機を使用する	34	81.0%
2 電力会社の電源車から電力の供給を受ける	4	9.5%
3 発電機をレンタルする	9	21.4%
4 近隣の施設から電力の供給を受ける	1	2.4%
5 対応を検討中	6	14.3%
6 その他	6	14.3%



【非常用発電設備を整備し燃料貯蔵設備を整備していない場合】

回答	地方公共団体数	割合
1 常備している可搬型の発電機を使用する	7	35.0%
2 電力会社の電源車から電力の供給を受ける	0	0.0%
3 発電機をレンタルする	2	10.0%
4 近隣の施設から電力の供給を受ける	0	0.0%
5 対応を検討中	0	0.0%
6 その他	16	80.0%

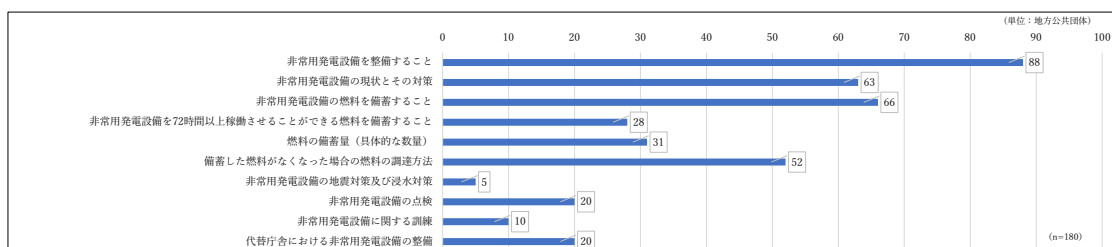


1-7 BCPにおける非常用発電設備や燃料の備蓄に関する規定について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

- (1) 業務継続計画（BCP）に非常用発電設備や燃料の備蓄についてどのようなことを規定していますか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 非常用発電設備を整備すること	88	48.9%
2 非常用発電設備の現状とその対策	63	35.0%
3 非常用発電設備の燃料を備蓄すること	66	36.7%
4 非常用発電設備を72時間以上稼働させることができる燃料を備蓄すること	28	15.6%
5 燃料の備蓄量（具体的な数量）	31	17.2%
6 備蓄した燃料がなくなった場合の燃料の調達方法	52	28.9%
7 非常用発電設備の地震対策及び浸水対策	5	2.8%
8 非常用発電設備の点検	20	11.1%
9 非常用発電設備に関する訓練	10	5.6%
10 代替庁舎における非常用発電設備の整備	20	11.1%

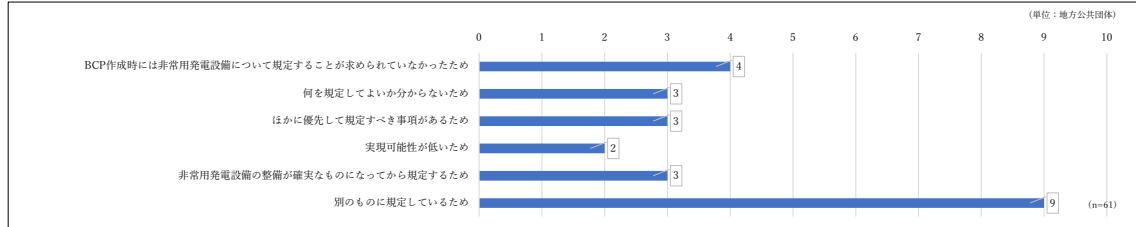


(2) (1)の事項を全て規定していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 BCP作成時には非常用発電設備について規定することが求められていなかったため	4	6.6%
2 何を規定してよいか分からないため	3	4.9%
3 ほかに優先して規定すべき事項があるため	3	4.9%
4 実現可能性が低いため	2	3.3%
5 非常用発電設備の整備が確実なものになってから規定するため	3	4.9%
6 別のものに規定しているため	9	14.8%
7 その他	42	68.9%

○その他(主なもの)

No.	回答
1	業務継続計画が未策定であるため
2	非常用発電設備を整備していないため

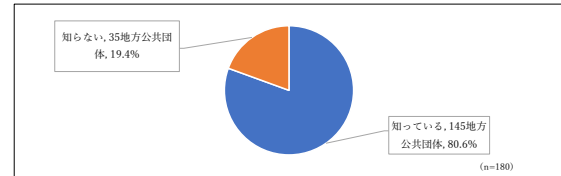


1-8 緊急防災・減災事業債、補助事業等支援制度の利用状況について

※1-1(1)で「非常用発電設備を整備している」「非常用発電設備を整備していない」のいずれを選択された場合にもご回答ください。

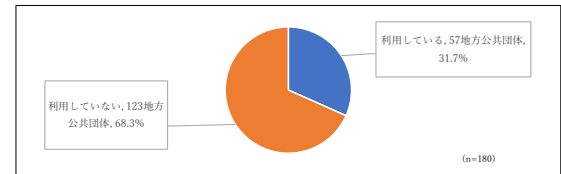
(1) 非常用発電設備の整備、浸水・地震対策、非常用発電設備の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設に緊急防災・減災事業債等国の支援制度を活用できることをご存じですか。

回答	地方公共団体数	割合
1 知っている	145	80.6%
2 知らない	35	19.4%
合計	180	100.0%



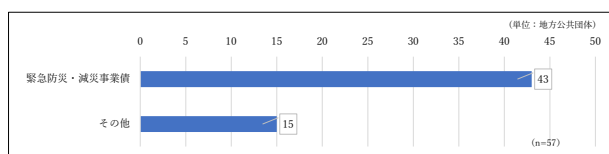
(2) 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の整備に当たり、国の支援制度を利用していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 利用している	57	31.7%
2 利用していない	123	68.3%
合計	180	100.0%



(3) 国の支援制度を利用している場合、どのようなものを利用しましたか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 緊急防災・減災事業債	43	75.4%
2 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	0	0.0%
3 その他	15	26.3%



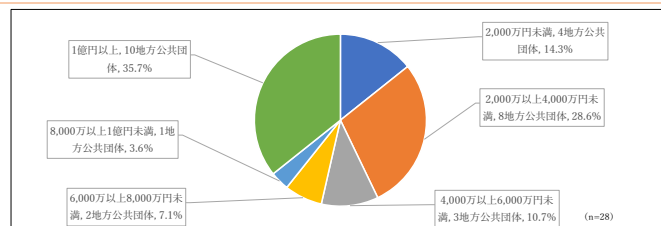
○ その他利用している主な制度

回答
1 社会資本整備総合交付金
2 公共施設等適正管理推進事業債
3 がんばる地域交付金
4 合併特例債
5 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
6 市町村防災・減災対策事業推進交付金
7 再生可能エネルギー等導入推進基金事業

(4) 支援制度を利用したことがある場合、平成30年以降の利用実績はどのくらいですか。

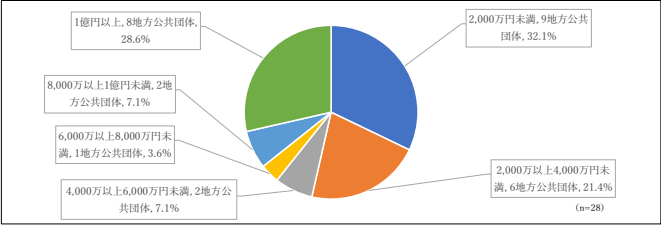
①整備に係る全ての費用

回答	地方公共団体数	割合
1 2,000万円未満	4	14.3%
2 2,000万円以上4,000万円未満	8	28.6%
3 4,000万円以上6,000万円未満	3	10.7%
4 6,000万円以上8,000万円未満	2	7.1%
5 8,000万円以上1億円未満	1	3.6%
6 1億円以上	10	35.7%
合計	28	100.0%



②そのうち、支援制度の利用により補助等を受けた金額

回答	地方公共団体数	割合
1 2,000万円未満	9	32.1%
2 2,000万以上4,000万円未満	6	21.4%
3 4,000万以上6,000万円未満	2	7.1%
4 6,000万以上8,000万円未満	1	3.6%
5 8,000万以上1億円未満	2	7.1%
6 1億円以上	8	28.6%
合計	28	99.9%



(5) 支援メニューの追加や申請手続きの簡素化など支援制度に関してご意見、ご要望がありましたら、ご記載をお願いいたします。

回答
1 交付税だと支援を実感できないため7割以上（希望は10割）の補助金にしてほしい。
2 引き続き緊急防災・減災事業の延長を希望する。

1-9 過去の災害対応における課題について

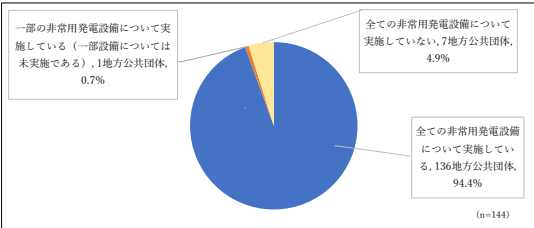
平成30年北海道胆振東部地震やその他台風などの災害において、非常用発電設備の整備が十分でない、燃料がなくなったなどにより電力を十分に供給できなかったことがありましたら、他の地方公共団体とその情報を共有することにより、より実効的な対策を行うようになると考えていますので、些細なことでも構いませんので、ご記載をお願いいたします。

回答
1 平成30年の地震発生時、非常用発電機の不良により発電が行えなかったため、消防から自家発電機を借用し対応。その後、業者の点検を実施、老朽化によるものと判明した。
2 平成30年北海道胆振東部地震の影響により市内全域が停電となり、非常用発電設備を有していない庁舎について、庁舎の最低限の機能をカバー出来る発電機の数確保、ガソリンスタンドが1店舗しか営業しておらず、発電機の燃料確保に苦慮した。
3 普段は節電目的でエレベーターの運転台数を減らしているが、庁舎の全負荷を賄うのに十分な容量の非常用発電設備を整備したため、節電制御を解除し全台運転として業務の効率化に寄与した。できるだけ早く非常用発電設備を整備することが必要と考える。
4 平成30年北海道胆振東部地震では、可搬式発電機3台で対応したが、情報収集用テレビ1台と一部のパソコン、一部屋上の投光器の電力しかまかなえず、複合プリンターなど消費電力の大きな機器が使えず災害対応に支障をきたした。庁舎は耐震化が必要であり、新庁舎建設が耐震化が現在検討している状況のため、多額の費用をかけての非常用発電設備の整備という状況ではなく、可搬式発電機の増強や、家庭用プリンター（消費電力の少ないもの）を整備し、今でできる改善を図ったところである。
5 発電量が少ないため、災害対策本部以外の本来必要な場所に電気が接続されていなかった。数十台の可搬式発電機により電力を得た。
6 燃料小売店からの情報収集が不十分であったため、今後は平常時から隣りのある部局を中心とした、災害時における連携体制を整備する必要がある。
7 平成30年胆振東部地震の際には、燃料の供給が見送せず、燃料切れが心配された。
8 ブラックアウト時、燃料供給事業者の設備におけるポンプの不可動が生じるため、協定を締結していても供給ができない状況が生じた。
9 非常用発電機の燃料不足、発電機整備の問題等はなかったが、一般論として、大規模な停電に陥ると住民等の燃料融通、行政側への燃料供給等、緊急時における技術的、法的な問題が生じる。当時の現在の発電設備は軽油を燃料としているが、A重油などを活用できるカスタービン発電機の増設等が必要と考える。通常と異なる燃料を使用する場合、消防法の問題もクリアする必要があり、今後の大規模災害に備え、運用上の法規制の整備等を進めてもらいたい。
10 平成30年北海道胆振東部地震の際、非常用電源設備の整備が不十分だったため、業務がほとんどできない状態だった。（その後本庁舎の窓口業務を最低限行えるよう配線の見直し、主要避難所となる施設の非常灯等の整備を行った。）
11 非常用発電設備の発電容量が全庁舎分は確保されておらず、可搬式発電機を活用して災害対応した。
12 過去に非常用発電設備で、電力や燃料切れによる供給不足はなかったが、季節的に暖房設備を稼働していない時期での停電であったため、現在の発電設備の能力では暖房設備までは稼働できないものであり、冬期間はポータブルタイプの暖房器を使用する必要がある。
13 非常用発電設備が十分でないことから、小型発電機を一定数確保し、対応することとする。
14 庁舎の構造上、非常用電源設備を整備できなく、可搬式で対応している。
15 庁舎は非常電源切替装置を設置済みであるが、「洪水ハザードマップ」で浸水域に位置しており、どの災害にも対応できるとは言い難い。
16 平成30年北海道胆振東部地震で停電が発生、継続し、応急活動以外の業務ができなかった。口
17 また、燃料供給事業者の中に、停電により機器が稼働せず、タンクからくみ上げることができない事業者があった。
18 平成30年胆振東部地震による停電では、発電量が十分である非常用発電機を装備していたにもかかわらず、重要な設備に電気が流れず苦慮した。現在は改修済み。
19 平成30年胆振東部地震発生時、災害対策本部を開いた庁舎にはガソリン発電機しかなかったため、十分な電力を確保することができなかった。
20 本日に燃料供給のあらゆる手段が断たれたら国や道はどう考えるか疑問。末端の小規模自治体では、燃料供給の問題だけに1人工を割く余裕などない。水道・ガス・食料、何より住民の生命保護が第一であるため末端の自治体職員はより立体的な対応を求められる。
21 想定を超えた長い停電となり、発電機の燃料確保のため職員の備蓄している携行缶（燃料）を集め、最悪の自体に備えた。（使用はしなかった）
22 発電機の出力量に合わせた接続機器がわからず、電力が落ちるなどのトラブルもあった。
23 情報収集の最終的な手段が携帯電話になることから、携帯電話の充電場所を開放すると町民が並ぶような事態となった。
24 災害発生時、市町村は、被害状況把握・被害拡大防止対応・応急復旧対応・非常用発電機確保・燃料確保をはじめとした災害復旧活動、被災者の安否確認・被災者への情報発信・安全確保のための避難所運営等、対応が多岐にわたる。市町村職員自身も被災していることから、国・北海道・市町村はより一層連携して、相互に支援する体制（被災していない市町村の物資を融通することや人材の支援等）の充実が必要と考える。また、単独で防災資機材の整備充実に努めているが、保管場所の確保や一層の整備の充実には時間がかかります。広域で防災資機材を保管・共有できればよいと考える。ICT/IoTの普及は災害発生時の危険性の把握・防災情報の共有・災害復旧支援の迅速化につながっている。胆振東部地震により電源喪失を経験したが、ICT/IoTに頼らない情報発信・共有の仕組みを再確認しなければならないと考える。
25 過去の災害経験から本庁舎、支所、公民館において、非常用発電設備を設置し、一定の行政機能を維持することが、課題と考えているため整備を進めている。
26 令和3年から耐震性と非常用発電設備を備えた新庁舎の供用を開始しているが、改めて発電設備の操作方法や燃料供給方法などを確認し、担当者が不在でも対応できるよう情報共有しておく必要があると考える。
27 庁舎内の各機器は100Vで賄えるが、地下室の雨水排水ポンプは200Vが必要であることから、非常用発電機への切替をする、どちらかが使用できなくなることが判明した。そのため、地下室の排水ポンプに配電盤を増設して、必要な時には備蓄倉庫から可搬式の非常用発電機を持ち込んでポンプを稼働することとした。
28 平成30年以後、非常用発電設備の給電能力を拡充するため、可搬式LPガス発電機（2200VA×4基）を整備した。危険物取扱者の設置等の義務がなく、炊飯等に供するなど汎用性が高いLPガスを利用することとした。また、家庭用リチウムイオン蓄電池（1500VA×2基）も整備した。

2-1 法定点検について

(1) 電気事業法に基づく法定点検を実施していますか。

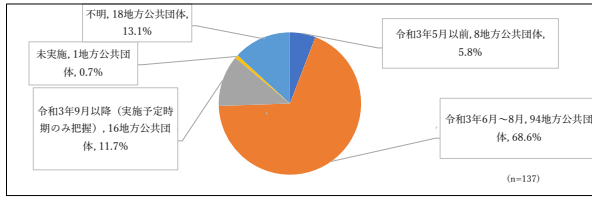
回答	地方公共団体数	割合
1 全ての非常用発電設備について実施している	136	94.4%
2 一部の非常用発電設備について実施している（一部設備については未実施である）	1	0.7%
3 全ての非常用発電設備について実施していない	7	4.9%
合計	144	100.0%



- (2) 全て又は一部の設備について電気事業法に基づく法定点検を実施している場合、直近の法定点検の実施時期はいつですか。
※設備が複数ある場合は、全ての設備の法定点検の時期をご記入ください。

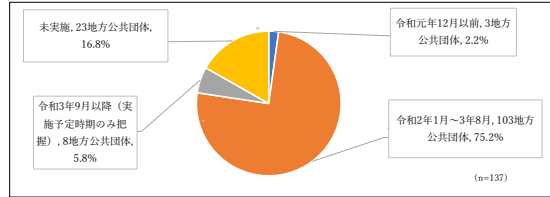
①月次点検の実施時期

時期	地方公共団体数	割合
令和3年5月以前	8	5.8%
令和3年6月～8月	94	68.6%
令和3年9月以降（実施予定時期のみ把握）	16	11.7%
未実施	1	0.7%
不明	18	13.1%
合計	137	99.9%



②年次点検の実施時期

時期	地方公共団体数	割合
令和元年12月以前	3	2.2%
令和2年1月～3年8月	103	75.2%
令和3年9月以降（実施予定時期のみ把握）	8	5.8%
未実施	23	16.8%
合計	137	99.9%

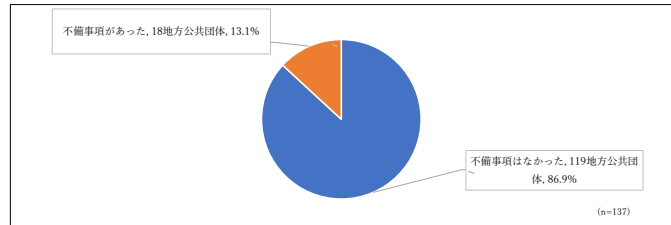


- (3) 全て又は一部の設備について電気事業法に基づく法定点検を実施している場合、①直近の法定点検でみられた不備事項の内容はどのようなものですか。また、②その不備事項に対して改善措置を講じていますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 不備事項はなかった	119	86.9%
2 不備事項があった	18	13.1%
合計	137	100.0%

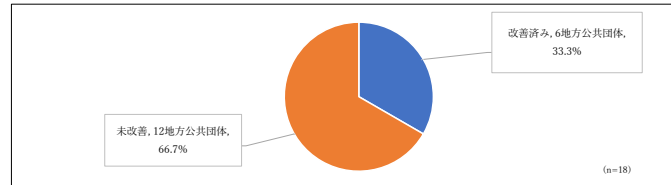
○主な不備事項の内容

回答
1 非常用予備ディーゼル発電設備保温ヒーターの不良
2 蓄電池の機能低下
3 設備の老朽化による改修の要め
4 部品の経年劣化
5 発電機内の蓄電池及び潤滑油の交換
6 始動装置、配線の不適合
7 直流電源装置用触媒性の期限切れ
8 起動用バッテリーの劣化
9 オイルタンクからエンジンへオイルの過剰供給
10 ガス開閉器、高圧ケーブル等設備の耐用年数超過口
11 一部ファンの破損及び燃料漏れ



○不備事項の改善状況

回答	地方公共団体数	割合
1 改善済み	6	33.3%
2 未改善	12	66.7%
合計	18	100.0%

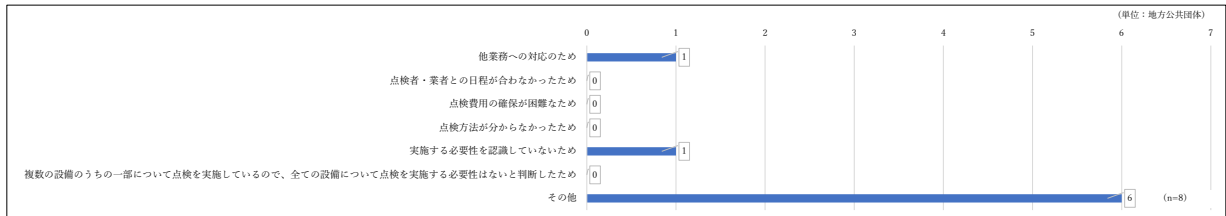


- (4) 全て又は一部の設備について電気事業法に基づく法定点検を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 他業務への対応のため	1	12.5%
2 点検者・業者との日程が合わなかったため	0	0.0%
3 点検費用の確保が困難なため	0	0.0%
4 点検方法が分からなかったため	0	0.0%
5 実施する必要性を認識していないため	1	12.5%
6 複数の設備のうちの一部について点検を実施しているので、全ての設備について点検を実施する必要性はないと判断したため	0	0.0%
7 その他	6	75.0%

○その他（主なもの）

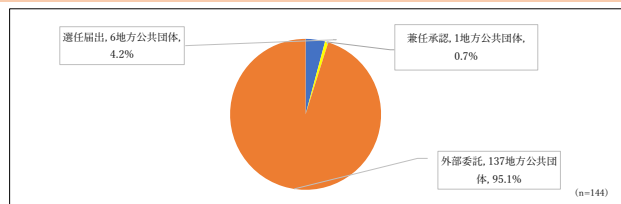
回答
1 新庁舎となって整備されたばかりのため
2 10kw以下のため、電気事業法の基づく法定点検は不要と認識しているため
3 令和3年5月設置から、検査基準である6か月を経過していないため口



2-2 災害時の非常用発電設備に関する連絡・連携体制の整備について

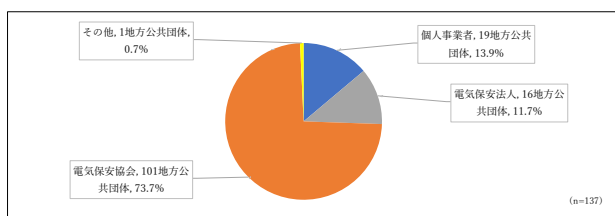
- (1) 電気主任技術者をどのような形態で選任していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 選任届出	6	4.2%
2 選任許可	0	0.0%
3 兼任承認	1	0.7%
4 外部委託	137	95.1%
合計	144	100.0%



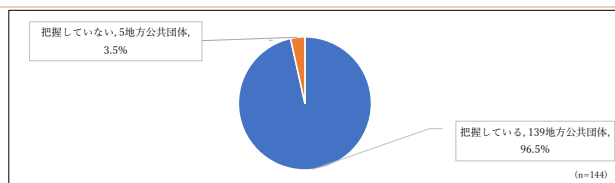
○外部委託の場合の委託先

回答	地方公共団体数	割合
1 個人事業者	19	13.9%
2 電気保安法人	16	11.7%
3 電気保安協会	101	73.7%
4 その他	1	0.7%
合計	137	100.0%



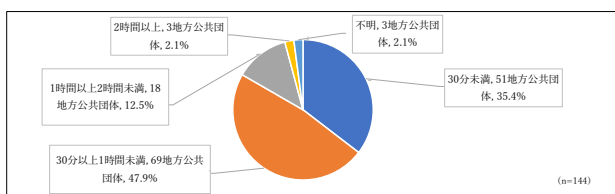
(2) 電気主任技術者の電話番号などの連絡先を把握していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 把握している	139	96.5%
2 把握していない	5	3.5%
合計	144	100.0%



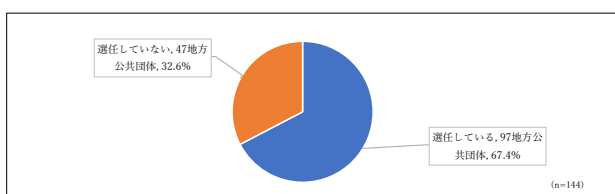
(3) 非常時における電気主任技術者の庁舎までの到達時間はどのくらいですか。

回答	地方公共団体数	割合
1 30分未満	51	35.4%
2 30分以上1時間未満	69	47.9%
3 1時間以上2時間未満	18	12.5%
4 2時間以上	3	2.1%
5 不明	3	2.1%
合計	144	100.0%



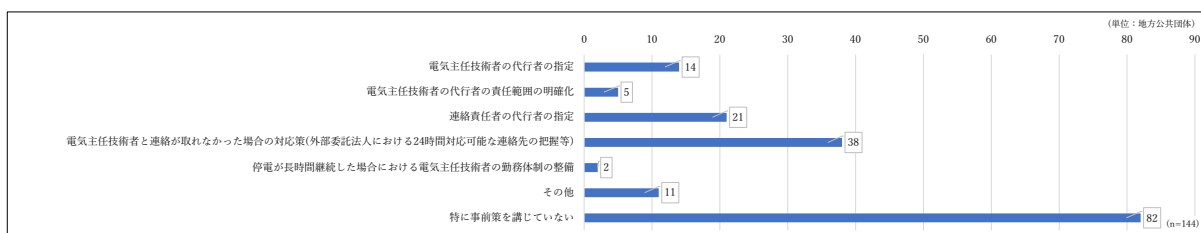
(4) 連絡責任者を選任していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 選任している	97	67.4%
2 選任していない	47	32.6%
合計	144	100.0%



(5) 災害時に電気主任技術者と確実に連絡・連携をとり非常用発電設備を稼働させるために、どのような事前策を講じていますか。（複数回答可）

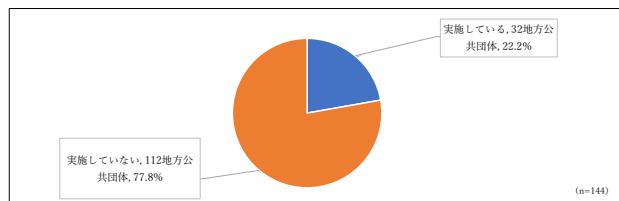
回答	地方公共団体数	割合
1 電気主任技術者の代行者の指定	14	9.7%
2 電気主任技術者の代行者の責任範囲の明確化	5	3.5%
3 連絡責任者の代行者の指定	21	14.6%
4 電気主任技術者と連絡が取れなかった場合の対応策(外部委託法人における24時間対応可能な連絡先の把握等)	38	26.4%
5 停電が長時間継続した場合における電気主任技術者の勤務体制の整備	2	1.4%
6 その他	11	7.6%
7 特に事前策を講じていない	82	56.9%



2-3 災害時を想定した非常用発電設備の操作に関する訓練について

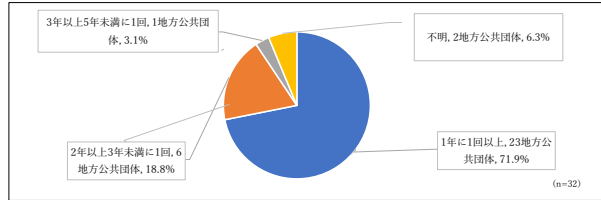
(1) 災害時を想定した非常用発電設備の操作に関する訓練を実施していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 実施している	32	22.2%
2 実施していない	112	77.8%
合計	144	100.0%

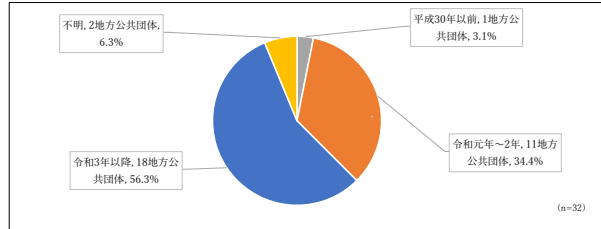


(2) 訓練を実施している場合、①実際の訓練の実施頻度はどのくらいですか。また、②直近の訓練の実施時期はいつですか。

①実施頻度	地方公共団体数	割合
1年に1回以上	23	71.9%
2年以上3年未満に1回	6	18.8%
3年以上5年未満に1回	1	3.1%
不明	2	6.3%
合計	32	100.0%

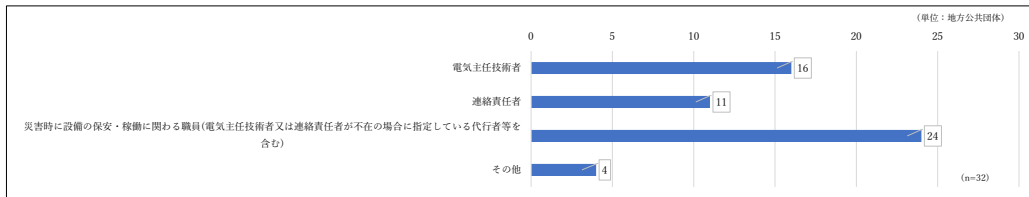


②直近の実施時期	地方公共団体数	割合
平成30年以前	1	3.1%
令和元年～2年	11	34.4%
令和3年以降	18	56.3%
不明	2	6.3%
合計	32	100.0%



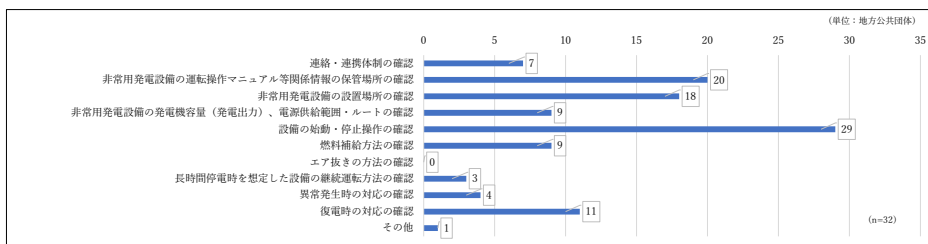
(3) 訓練を実施している場合、直近の訓練にはどのような方が参加されましたか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 電気主任技術者	16	50.0%
2 連絡責任者	11	34.4%
3 災害時に設備の保安・稼働に関わる職員(電気主任技術者又は連絡責任者が不在の場合に指定している代行者を含む)	24	75.0%
4 その他	4	12.5%



(4) 訓練を実施している場合、訓練の内容について当てはまる項目を全て選択してください。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 連絡・連携体制の確認	7	21.9%
2 非常用発電設備の運転操作マニュアル等関係情報の保管場所の確認	20	62.5%
3 非常用発電設備の設置場所の確認	18	56.3%
4 非常用発電設備の発電機容量（発電出力）、電源供給範囲・ルートの確認	9	28.1%
5 設備の始動・停止操作の確認	29	90.6%
6 燃料補給方法の確認	9	28.1%
7 エア抜きの方法の確認	0	0.0%
8 長時間停電時を想定した設備の継続運転方法の確認	3	9.4%
9 異常発生時の対応の確認	4	12.5%
10 復電時の対応の確認	11	34.4%
11 その他	1	3.1%

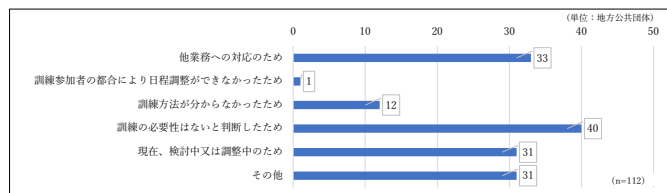


(5) 訓練を実施している場合、訓練によって明らかになった課題、課題への対応についてご記入ください。

回答
夜間、積雪時等での操作の困難さについて認識
役場の人事異動により、発電機の取扱訓練の経験がある職員がいなくなるという負のサイクルを繰り返しているので、今年度の訓練では複数の職員に体験させることにしている。

(6) 訓練を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

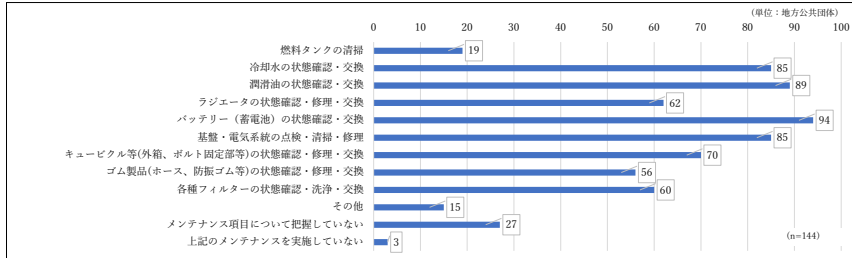
回答	地方公共団体数	割合
1 他業務への対応のため	33	29.5%
2 訓練参加者の都合により日程調整ができなかったため	1	0.9%
3 訓練方法が分からなかったため	12	10.7%
4 訓練の必要性はないと判断したため	40	35.7%
5 現在、検討中又は調整中のため	31	27.7%
6 その他	31	27.7%



2-4 非常用発電設備等のメンテナンスについて

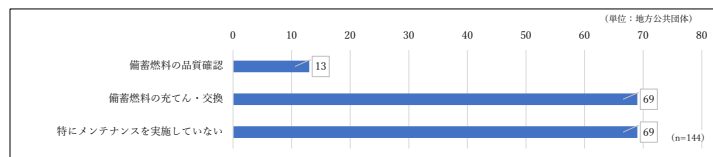
(1) 非常用発電設備等に関するメンテナンスの内容(法定点検における実施項目も含む)について当てはまる項目を全て選択してください。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 燃料タンクの清掃	19	13.2%
2 冷却水の状態確認・交換	85	59.0%
3 潤滑油の状態確認・交換	89	61.8%
4 ラジエータの状態確認・修理・交換	62	43.1%
5 バッテリー(蓄電池)の状態確認・交換	94	65.2%
6 基盤・電気系統の点検・清掃・修理	85	59.0%
7 キュービクル等(外箱、ボルト固定部等)の状態確認・修理・交換	70	48.6%
8 ゴム製品(ホース、防振ゴム等)の状態確認・修理・交換	56	38.9%
9 各種フィルターの状態確認・洗浄・交換	60	41.7%
10 その他	15	10.4%
11 メンテナンス項目について把握していない	27	18.8%
12 上記のメンテナンスを実施していない	3	2.1%



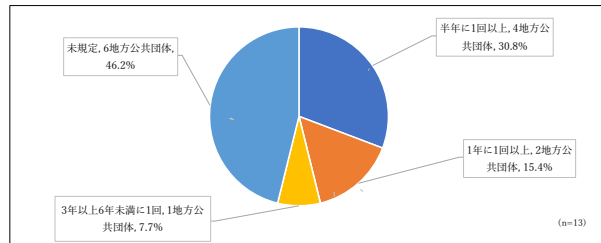
(2) 備蓄燃料の品質劣化を防止するためにどのようなメンテナンスを実施していますか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 備蓄燃料の品質確認	13	9.0%
2 備蓄燃料の充てん・交換	69	47.9%
3 特にメンテナンスを実施していない	69	47.9%

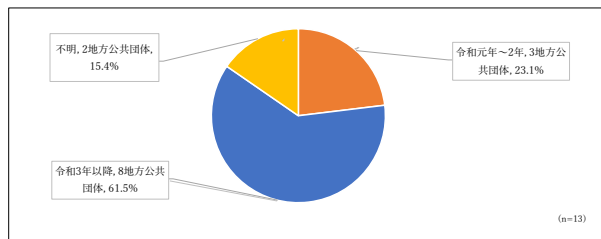


(3) 備蓄燃料の品質確認を実施している場合、①マニュアル等で定めている頻度はどのくらいですか。また、②直近の実施時期はいつですか。

①実施頻度	地方公共団体数	割合
半年に1回以上	4	30.8%
1年に1回以上	2	15.4%
2年以上3年未満に1回	0	0.0%
3年以上6年未満に1回	1	7.7%
未規定	6	46.2%
合計	13	100.1%

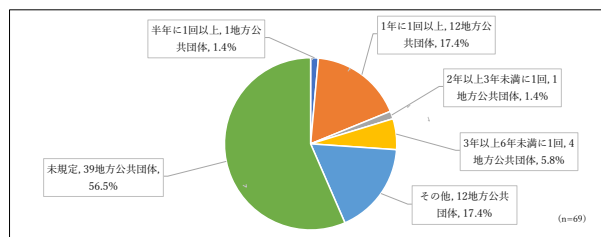


②直近の実施時期	地方公共団体数	割合
平成30年以前	0	0.0%
令和元年～2年	3	23.1%
令和3年以降	8	61.5%
不明	2	15.4%
合計	13	100.0%

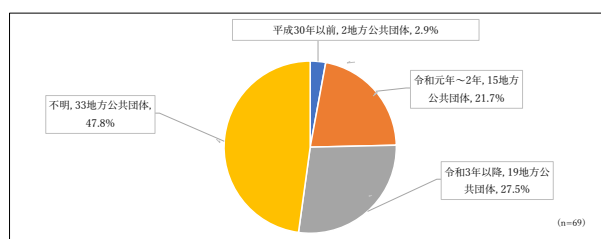


(4) 備蓄燃料の充てん・交換を実施している場合、①マニュアル等で定めている頻度はどのくらいですか。また、②直近の実施時期はいつですか。

①実施頻度	地方公共団体数	割合
半年に1回以上	1	1.4%
1年に1回以上	12	17.4%
2年以上3年未満に1回	1	1.4%
3年以上6年未満に1回	4	5.8%
その他	12	56.5%
未規定	39	17.4%
合計	69	100.0%

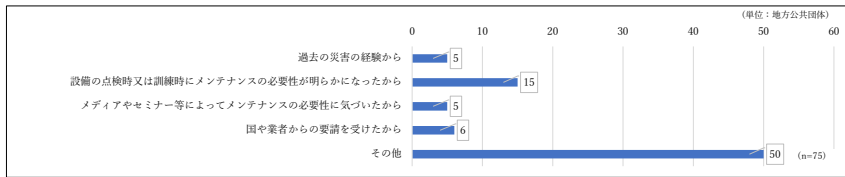


②直近の実施時期	地方公共団体数	割合
平成30年以前	2	2.9%
令和元年～2年	15	21.7%
令和3年以降	19	27.5%
不明	33	47.8%
合計	69	100.0%



(5) 備蓄燃料の品質確認又は充てん・交換を実施している場合、どのような経緯により実施することになりましたか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 過去の災害の経験から	5	6.10%
2 設備の点検時又は訓練時にメンテナンスの必要性が明らかになったから	15	18.29%
3 メディアやセミナー等によってメンテナンスの必要性に気づいたから	5	6.10%
4 国や業者からの要請を受けたから	6	7.32%
5 その他	50	60.98%

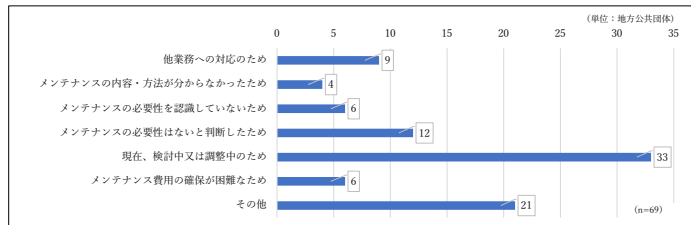


(6) 備蓄燃料の品質確認又は充てん・交換を実施している場合、これらを実施する上で課題になったことや工夫していることがありましたら、その内容についてご記入ください。

No.	回答
1	平時のボイラー稼働に備蓄燃料を用いて一定量消費時に給油することから、高品質を保つことができる。
2	庁舎の暖房用燃料として利用し、品質劣化が生じないようにしている。
3	非常時の重油を常に満タンにしておき、平時分の重油が少なくなった場合に、非常時の重油タンクから平時用の重油タンクに移し、非常時の重油を給油している。
4	過去に発電設備用のみのタンクであったため、定期的な交換を要していたが、今年の庁舎移転より暖房設備と兼用として定期的に消費する仕組みとした。
5	平時において公用車等で備蓄燃料を利用することで燃料廃棄経費を削減している。
6	燃料の廃棄費用負担が大きいと、業者と連携して費用削減のための創意工夫を行っている。
7	非常用発電設備の備蓄燃料は軽油であるが、当該設備以外に軽油を使用する設備がないため、長期間使用がなければ燃料交換を実施することとなるが、それに要する費用の負担が大きい。
8	燃料管理に負担が大きい。また、費用面でも負担が大きい。
9	積雪寒冷地であり、燃料が軽油であることから、冬期用の軽油を備蓄しなければならないため充填・交換時期が12月頃に限られる。□ このため交換時期に公用車で備蓄燃料を利用し燃料廃棄経費を削減している。
10	燃料交換にかかる費用負担が大きく、負担軽減策を検討することが課題である。□
11	公用車に充てんしている。
12	抜き取りした燃料は公用車に使用することで廃棄経費を削減している。
13	燃料交換の際に、公用車等で使用している
14	軽油には、夏用と冬用の燃料があり、初めての給油の際に夏用を給油してしまったため、厳寒期に燃料ホース内が凍結する事態となったために、翌年度からは秋から冬に冬用燃料のみを給油することとした。 また、平時においては、除雪車等の燃料としても活用してもらっている。
15	交換となる重油の活用方法（公用車、緊急車両の重油に利用）が課題。
16	庁舎ボイラー設備に備蓄燃料を供給することで燃料が充てんされ、劣化を防いでいる。

(7) 備蓄燃料の品質確認及び充てん・交換を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 他業務への対応のため	9	13.0%
2 メンテナンスの内容・方法が分からなかったため	4	5.8%
3 メンテナンスの必要性を認識していないため	6	8.7%
4 メンテナンスの必要性はないと判断したため	12	17.4%
5 現在、検討中又は調整中のため	33	47.8%
6 メンテナンス費用の確保が困難なため	6	8.7%
7 その他	21	30.4%



2-5 北海道産業保安監督部による立入検査について

(1) 平成30年以降、北海道産業保安監督部による立入検査を受けた実績はありますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 実績がある	0	0.0%
2 実績がない	144	100.0%
合計	144	100.0%

(2) 平成30年以降で立入検査を受けた実績がある場合、立入検査において北海道産業保安監督部から改善措置の指示等を伴う指導を受けましたか。

該当なし

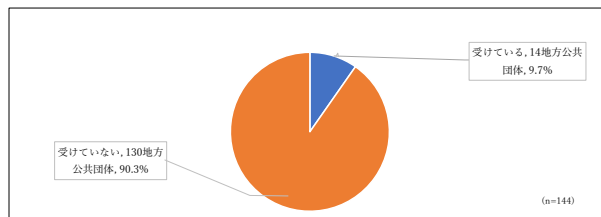
(3) 北海道産業保安監督部の立入検査において指導を受けた場合、①どのような指導を受けましたか。また、②指導事項に対して改善措置を講じていますか。

該当なし

2-6 国の機関や関係団体による非常用発電設備の点検、訓練、メンテナンス等に関する周知、指導、情報提供等の取組について

(1) 国の機関や関係団体から非常用発電設備の点検、訓練、メンテナンス等に関する周知、指導、情報提供等を受けていますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 受けている	14	9.7%
2 受けていない	130	90.3%
合計	144	100.0%



(2) 周知、指導、情報提供等を受けている場合、その内容は具体的にどのようなものですか。

No.	回答
1	関係機関から法令等の周知
2	関係機関から平常時の稼働等を行うよう指示があった。
3	北海道電気保安協会や非常用発電設備の設置メーカーから様々な指導、情報提供を受けている
4	電気保安協会及び非常用発電設備設置業者より、操作方法やメンテナンス等について情報提供を頂いている。
5	振興局から稼働時間についての情報提供を受ける。
6	北海道電気保安協会から法定点検実施項目の周知や点検結果に基づき指導を受けた。
7	関係機関からの周知文書等
8	関係団体より、非常用発電設備の空気圧等の日常点検が必要なものの情報提供を受けた。
9	点検業者から燃料を3年ごとに交換することや、平時でも定期的に負荷運転することを推奨された。
10	定期的な点検実施。作動確認の実施
11	電気保安協会から法定点検の必要性について 停電時に非常用発電機による電力供給切り替えに関する訓練の必要性について

2-7 過去の災害等において課題が明らかになった経験について

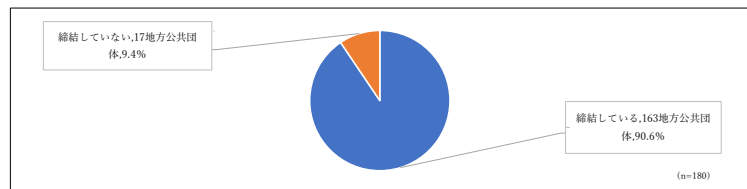
平成30年北海道胆振東部地震やその他台風などの災害において、点検の不備や訓練の未実施等により設備が正常に稼働せず、課題が明らかになった経験や災害から得られたことについて、他の地方公共団体とその情報を共有することにより、災害時に業務を継続するための電力の確実な確保の後押しにつなげることができると考えておりますので、些細なことで申し訳ありませんのでご記入をお願いいたします。

No.	回答
1	A重油地下タンクは、冬季に庁舎暖房のためA重油が給油されるので、特に問題はないが、発電機附属190ℓ軽油タンクは、劣化防止のため定期的な燃料交換が必要になる。
2	非常用発電装置単独で燃料を備蓄している場合、その燃料の品質維持は極めて重要である。非常用発電装置の燃料を庁舎の暖房用燃料等と共有し、大容量の燃料を確保している場合は品質維持は容易であるが、そうではない場合、定期的な入替作業や費用負担等が発生するので、他の市町村がどのように非常用発電の燃料入替作業を行っているのか情報共有してもらいたい。
3	非常用発電機は、電気事業法、消防法、建築基準法の各法令に基づき年次点検、負荷試験を行っている。 搭載燃料や異常ランプ、ゲージは目視可能だが、エンジンや制御ユニット内部、各消耗部品、構成部品の耐用年数は専門知識が必要で、メンテナンスは専門業者による点検整備が必要となる。そのため、当時職員が異動等で変更した場合など、新たに知識を習得する必要があり、庁内で活用できるマニュアル作りや他自治体での取組等を学び災害に備える必要がある。
4	胆振東部地震では正常に稼働。燃料の品質管理や排ガス問題もあるため、蓄電池の需要が大きいのと考える。
5	正常に稼働したので、特段問題は無かったものと思料する。□ ただし、発電機設置当初の認識では、窓口業務を優先して、通常業務は控えるように庁舎内に教育したが、実際にブラックアウト時に使用してみて、通常通りに業務出来ることを確認出来た。

3-1 地方公共団体における燃料供給事業者等との燃料の優先供給に係る協定について

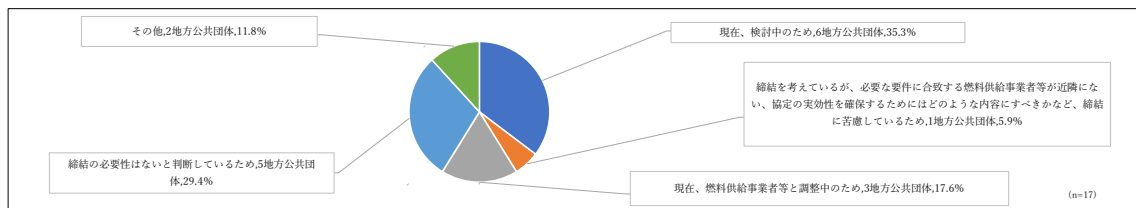
(1) 燃料供給事業者等と燃料優先供給協定を締結していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 締結している	163	90.6%
2 締結していない	17	9.4%
合計	180	100%



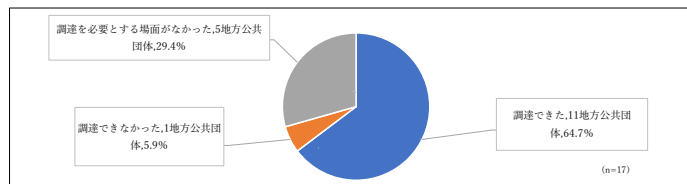
(2) 燃料優先供給協定を締結していない場合、その理由は何ですか。

回答	地方公共団体数	割合
1 現在、検討中のため	6	35.3%
2 締結を考えているが、必要な要件に合致する燃料供給事業者等が近隣にない、協定の実効性を確保するためにはどのような内容にすべきかなど、締結に苦慮しているため	1	5.9%
3 現在、燃料供給事業者等と調整中のため	3	17.6%
4 予算の確保が困難なため	0	0.0%
5 締結の必要性はないと判断しているため	5	29.4%
6 その他	2	11.8%
合計	17	100.0%



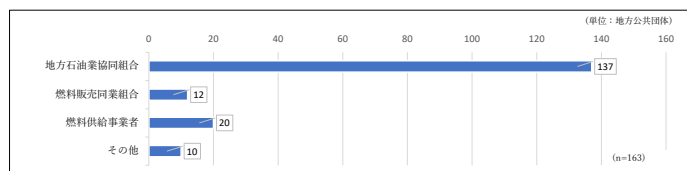
(3) 燃料優先供給協定を締結していない場合、平成30年北海道胆振東部地震の際には、必要な量の燃料を円滑に調達できましたか。

回答	地方公共団体数	割合
1 調達できた	11	64.7%
2 調達できなかった	1	5.9%
3 調達を必要とする場面がなかった	5	29.4%
合計	17	100.0%



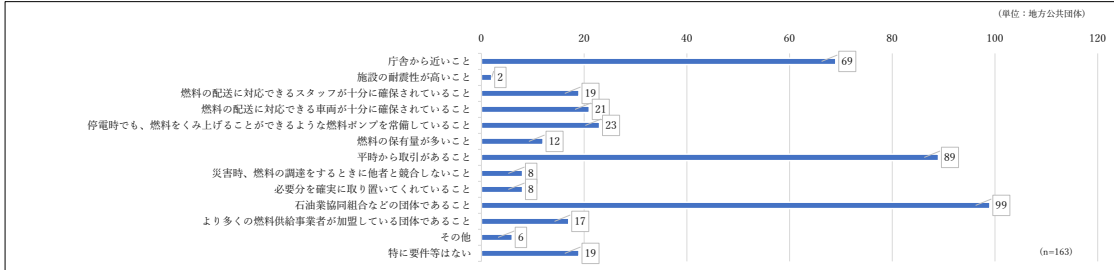
(4) 燃料優先供給協定を締結している場合、協定締結の相手方はどこですか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 地方石油業協同組合	137	84.0%
2 燃料販売同業組合	12	7.4%
3 燃料供給事業者	20	12.3%
4 その他	10	6.1%



(5) 燃料優先供給協定を締結している場合、協定締結の相手方を選定するに当たって、考慮した要件等はありませんか。（複数回答可）

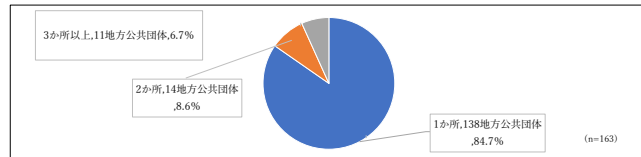
回答	地方公共団体数	割合
1 庁舎から近いこと	69	42.3%
2 施設の耐震性が高いこと	2	1.2%
3 燃料の配送に対応できるスタッフが十分に確保されていること	19	11.7%
4 燃料の配送に対応できる車両が十分に確保されていること	21	12.9%
5 停電時でも、燃料をくみ上げることができるような燃料ポンプを常備していること	23	14.1%
6 燃料の保有量が多いこと	12	7.4%
7 平時から取引があること	89	54.6%
8 災害時、燃料の調達をするときに他者と競合しないこと	8	4.9%
9 必要分を確実に取り置いていること	8	4.9%
10 石油業協同組合などの団体であること	99	60.7%
11 より多くの燃料供給事業者が加盟している団体であること	17	10.4%
12 その他	6	3.7%
13 特に要件等はない	19	11.7%



(6) 燃料優先供給協定を締結している場合、何か所の燃料供給事業者等と締結していますか。

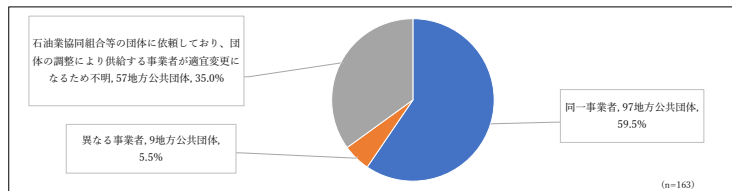
※石油業協同組合などの団体は1か所とします。

回答	地方公共団体数	割合
1 1か所	138	84.7%
2 2か所	14	8.6%
3 3か所以上	11	6.7%
合計	163	100.0%



(7) 燃料優先供給協定を締結している場合、平時に燃料供給する事業者と災害時に燃料供給する事業者は同一の事業者ですか。

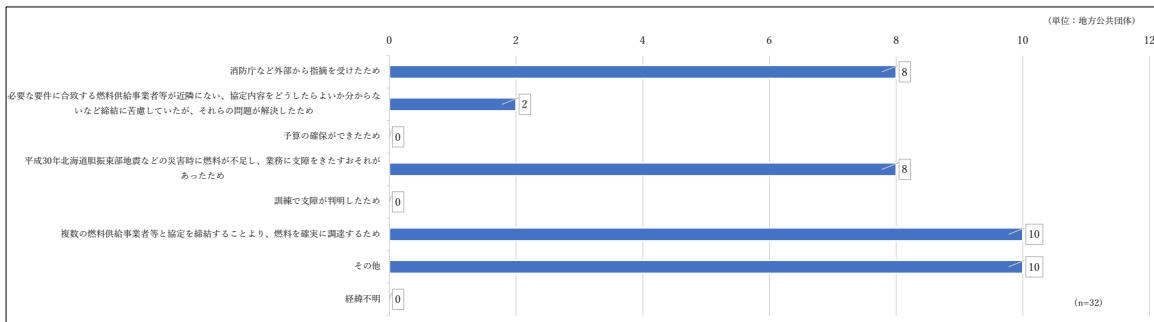
回答	地方公共団体数	割合
1 同一事業者	97	59.5%
2 異なる事業者	9	5.5%
3 石油業協同組合等の団体に依頼しており、団体の調整により供給する事業者が適宜変更になるため不明	57	35.0%
合計	163	100.0%



(8) 平成30年以降に、燃料供給事業者等と燃料優先供給協定を締結している場合（新たに協定先を追加した場合も含む）、その経緯は何か。（複数回答可）

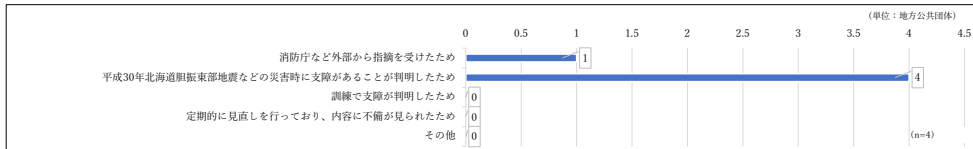
※平成30年以降に、協定を締結していない場合（新たに追加した場合も含む）は、回答不要です。

回答	地方公共団体数	割合
1 消防庁など外部から指摘を受けたため	8	25.0%
2 必要な要件に合致する燃料供給事業者等が近隣にない、協定内容をどうしたらよいか分からないなど締結に苦慮していたが、それらの問題が解決したため	2	6.3%
3 予算の確保ができたため	0	0.0%
4 平成30年北海道胆振東部地震などの災害時に燃料が不足し、業務に支障をきたすおそれがあったため	8	25.0%
5 訓練で支障が判明したため	0	0.0%
6 複数の燃料供給事業者等と協定を締結することより、燃料を確実に調達するため	10	31.3%
7 その他	10	31.3%
8 経緯不明	0	0.0%



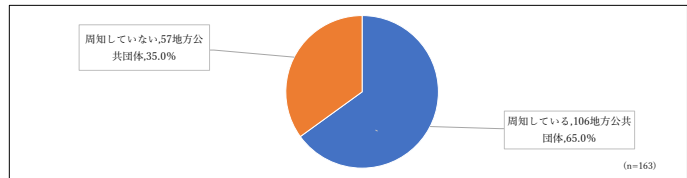
(9) 平成30年以降に、燃料供給事業者等との協定内容の見直しを行っている場合、その理由は何ですか。(複数回答可) ※平成30年以降に、協定の見直しをしていない場合は、回答不要です。

回答	地方公共団体数	割合
1 消防庁など外部から指摘を受けたため	1	25.0%
2 平成30年北海道胆振東部地震などの災害時に支障があることが判明したため	4	100.0%
3 訓練で支障が判明したため	0	0.0%
4 定期的に見直しを行っており、内容に不備が見られたため	0	0.0%
5 その他	0	0.0%



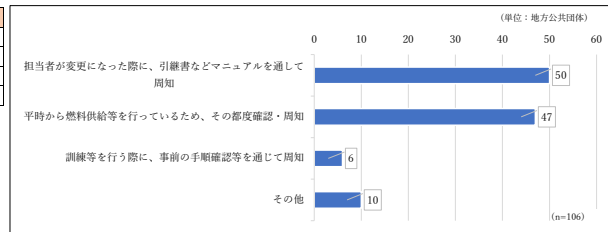
(10) 燃料優先供給協定を締結している場合、災害時に非常用発電設備の業務に携わる関係者へ協定の内容・燃料の要請を行う窓口の連絡先などの周知をしていますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 周知している	106	65.0%
2 周知していない	57	35.0%
合計	163	100.0%



(11) 協定の内容等を周知している場合、周知はいつどのようにしていますか。(複数回答可)

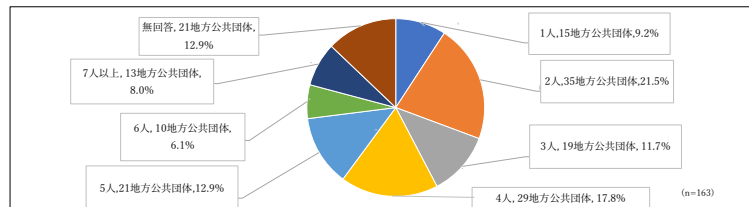
回答	地方公共団体数	割合
1 担当者が変更になった際に、引継書などマニュアルを通して周知	50	47.2%
2 平時から燃料供給等を行っているため、その都度確認・周知	47	44.3%
3 訓練等を行う際に、事前の手順確認等を通じて周知	6	5.7%
4 その他	10	9.4%



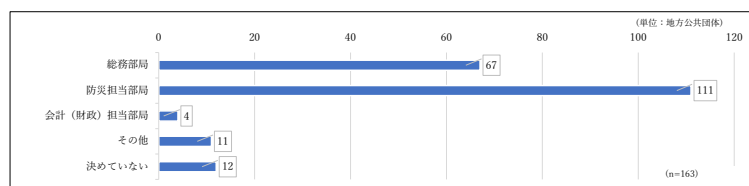
3-2 災害時における燃料優先供給協定の内容について

(1) 災害時、燃料優先供給協定に基づき、燃料供給業務に携わる部署はどこですか。(複数回答可)

対応人数	地方公共団体数	割合
1 1人	15	9.2%
2 2人	35	21.5%
3 3人	19	11.7%
4 4人	29	17.8%
5 5人	21	12.9%
6 6人	10	6.1%
7 7人以上	13	8.0%
8 無回答	21	12.9%
合計	163	100.1%



対応部署	地方公共団体数	割合
1 総務部局	67	41.1%
2 防災担当部局	111	68.1%
3 会計（財政）担当部局	4	2.5%
4 その他	11	6.7%
5 決めていない	12	7.4%



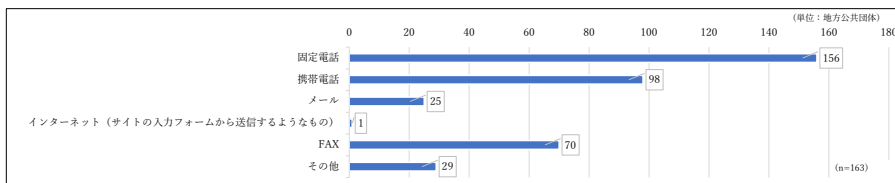
(2) 燃料供給事業者等との情報共有について

① 災害時に、燃料優先供給協定の締結先との間の連絡は、どのような手段を利用することとしていますか。(複数回答可)

回答	地方公共団体数	割合
1 固定電話	156	95.7%
2 携帯電話	98	60.1%
3 メール	25	15.3%
4 インターネット（サイトの入力フォームから送信するようなもの）	1	0.6%
5 FAX	70	42.9%
6 その他	29	17.8%

○その他（主なもの）

No.	回答
1	直接、燃料販売施設に出向く
2	そのとき取り得る手段で連絡を取る
3	特に決めていない

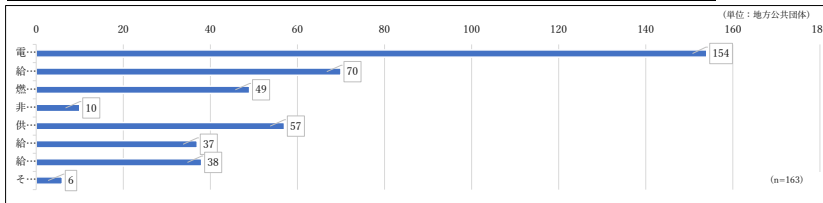


② 燃料優先供給協定の締結先との間で、平時から共有している情報の内容は何か。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 電話番号などの連絡先	154	94.5%
2 給油する油種	70	42.9%
3 燃料タンクの容量	49	30.1%
4 非常用発電設備の連続稼働可能時間	10	6.1%
5 供給施設における給油場所	57	35.0%
6 給油場所にタンクローリー等の給油車両が通過できる車両幅等の情報	37	22.7%
7 給油口の規格	38	23.3%
8 その他	6	3.7%

○その他（主なもの）

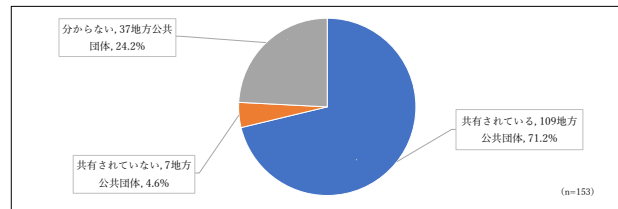
回答
協定の相手先から年に一度送られてくる事業者の情報（閉鎖予定や自家発電機設備の有無など）



③ 石油業協同組合などの団体と燃料優先供給協定を締結している場合、実際に給油する燃料供給事業者へ上記②の情報は共有されていますか。

※団体と締結していない場合は、回答不要です。

回答	地方公共団体数	割合
1 共有されている	109	71.2%
2 共有されていない	7	4.6%
3 分からない	37	24.2%
合計	153	100.0%

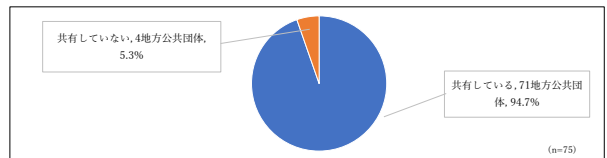


④ 上記②の情報を燃料供給事業者等と共有していなかったことにより、給油ができなかった、スムーズに給油できず、時間を要してしまったなど支障となった例がありましたら、その内容についてご記載ください。

回答
平成30年北海道胆振東部地震の際、協定がうまく機能しなかったため、今後協定の在り方を含め協定締結先と協議実施予定

⑤ 平成30年以降に、上記②で選択した情報が変更されている場合、協定の締結先にその情報を共有していますか。

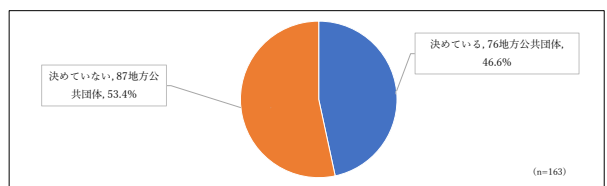
回答	地方公共団体数	割合
1 共有している	71	94.7%
2 共有していない	4	5.3%
合計	75	100.0%



(3) 災害時における非常用発電設備の燃料優先供給協定に係る手順について

① 災害時に燃料優先供給協定に基づき燃料の供給依頼・要請などを行う場合の具体的な手順を決めていますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 決めている	76	46.6%
2 決めていない	87	53.4%
合計	163	100.0%

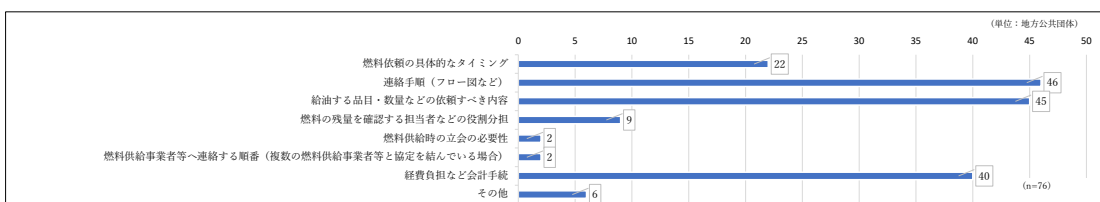


② 具体的な手順を決めている場合、手順の内容はどのようなものですか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 燃料依頼の具体的なタイミング	22	28.9%
2 連絡手順（フロー図など）	46	60.5%
3 給油する品目・数量などの依頼すべき内容	45	59.2%
4 燃料の残量を確認する担当者などの役割分担	9	11.8%
5 燃料供給時の立会の必要性	2	2.6%
6 燃料供給事業者等へ連絡する順番（複数の燃料供給事業者等と協定を結んでいる場合）	2	2.6%
7 経費負担など会計手続	40	52.6%
8 その他	6	7.9%

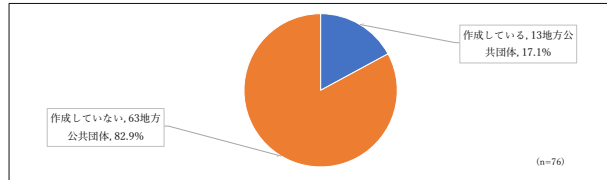
○その他（主なもの）

No.	回答
1	連絡手段が途絶え燃料供給の要請ができない場合でも、支援を実施するよう協定を締結している。
2	平時から利用し、担当者同士の交流や連絡をとる中で連携を図っている。□
3	通常時の給油から協定業者を使い実際の施設を把握等してもらっている。
4	北海道が締結している協定を活用して燃料供給されるほか、町単独で地方石油業協同組合と燃料供給に関する協定を締結している。□
5	毎年、年度当初に、燃料供給に必要な事項（種類・場所等）について、変更事項等に係る情報を共有している。□



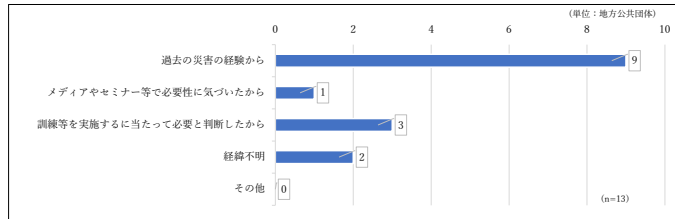
③ 具体的な手順を決めている場合、それらの事項を手順書やマニュアル等として作成していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 作成している	13	17.1%
2 作成していない	63	82.9%
合計	76	100.0%



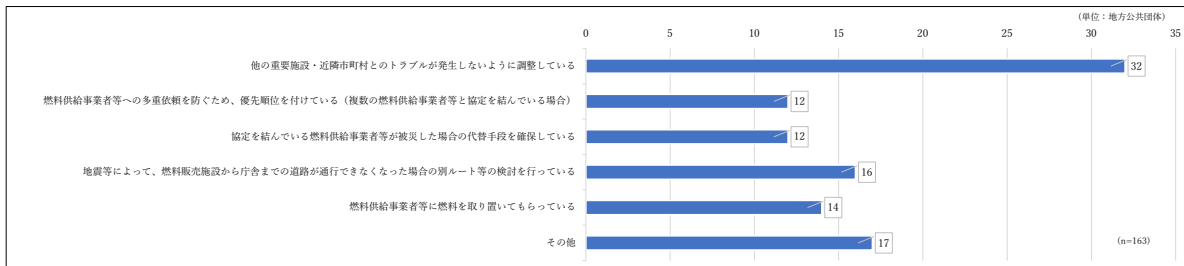
④ 具体的な手順を手順書やマニュアル等として作成している場合、手順書やマニュアルを作成するに至った経緯は何か。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 過去の災害の経験から	9	69.2%
2 メディアやセミナー等で必要性に気づいたから	1	7.7%
3 訓練等を実施するに当たって必要と判断したから	3	23.1%
4 経緯不明	2	15.4%
5 その他	0	0.0%



(4) 燃料優先供給協定に基づき、燃料を確実に調達するために講じている対策は何か。（複数回答可）

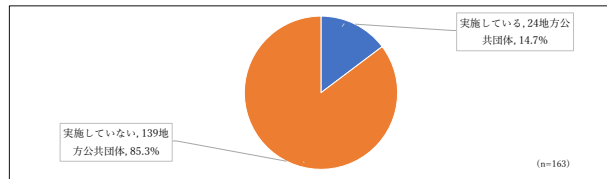
No.	回答	地方公共団体数	割合
1	他の重要施設・近隣市町村とのトラブルが発生しないように調整している	32	19.6%
2	燃料供給事業者等への多重依頼を防ぐため、優先順位を付けている（複数の燃料供給事業者等と協定を結んでいる場合）	12	7.4%
3	協定を結んでいる燃料供給事業者等が被災した場合の代替手段を確保している	12	7.4%
4	地震等によって、燃料販売施設から庁舎までの道路が通行できなくなった場合の別ルート等の検討を行っている	16	9.8%
5	燃料供給事業者等に燃料を取り置いてもらっている	14	8.6%
6	その他	17	10.4%



(5) 災害時を想定した燃料供給に関する訓練等について

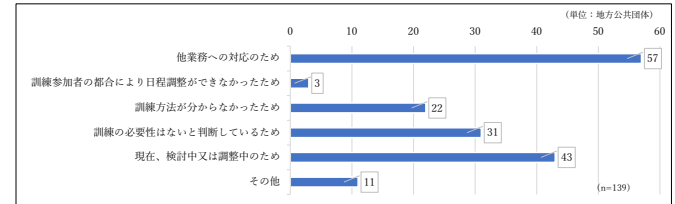
① 災害時を想定した燃料供給に関する訓練を実施していますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 実施している	24	14.7%
2 実施していない	139	85.3%
合計	163	100.0%



② 訓練を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 他業務への対応のため	57	41.0%
2 訓練参加者の都合により日程調整ができなかったため	3	2.2%
3 訓練方法が分からなかったため	22	15.8%
4 訓練の必要性はないと判断しているため	31	22.3%
5 現在、検討中又は調整中のため	43	30.9%
6 その他	11	7.9%



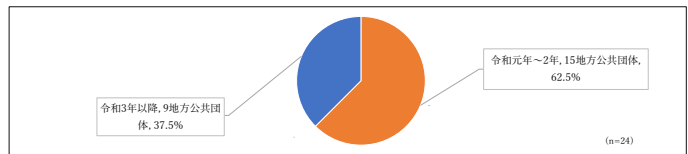
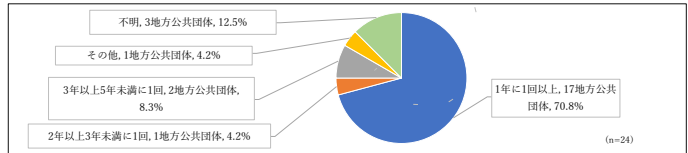
○その他（主なもの）

No.	回答
1	意識に欠けていたため
2	平時の供給で対応可能のため
3	訓練の実施を今後検討
4	平時の供給業者と協定業者が同一のため
5	協定先独自で訓練を実施しており、市はオブザーバーで参加している
6	特に検討していなかったため

③ 訓練を実施している場合、訓練の実施頻度はどのくらいですか。また、直近の訓練の実施時期はいつですか。

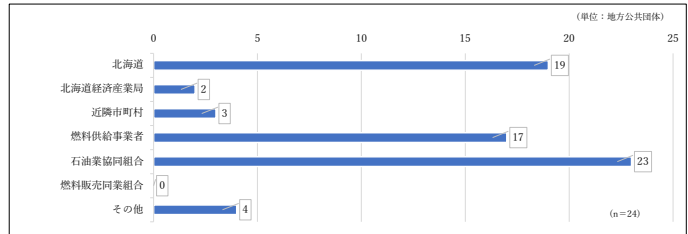
実施頻度	地方公共団体数	割合
1年に1回以上	17	70.8%
2年以上3年未満に1回	1	4.2%
3年以上5年未満に1回	2	8.3%
その他	1	4.2%
不明	3	12.5%
合計	24	100.0%

直近の実施時期	地方公共団体数	割合
平成30年以前	0	0.0%
令和元年～2年	15	62.5%
令和3年以降	9	37.5%
合計	24	100.0%



④ 訓練を実施している場合、どのような機関が訓練に参加していますか。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 北海道	19	79.2%
2 北海道経済産業局	2	8.3%
3 近隣市町村	3	12.5%
4 燃料供給事業者	17	70.8%
5 石油業協同組合	23	95.8%
6 燃料販売同業組合	0	0.0%
7 その他	4	16.7%

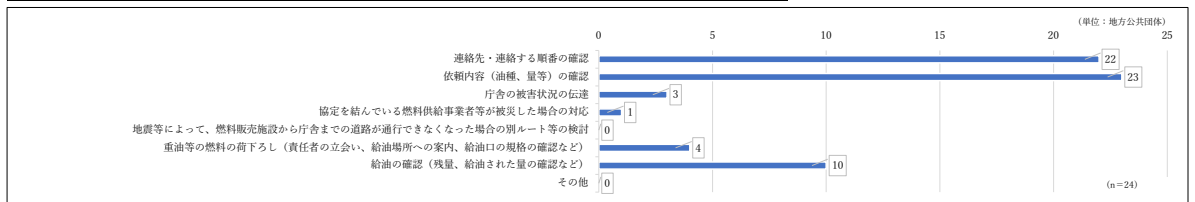


○その他（主なもの）

No.	回答
1	電気保安協会・着工業者口
2	警察、消防口

⑤ 訓練を実施している場合、訓練で実施している内容は何か。（複数回答可）

回答	地方公共団体数	割合
1 連絡先・連絡する順番の確認	22	91.7%
2 依頼内容（油種、量等）の確認	23	95.8%
3 庁舎の被害状況の伝達	3	12.5%
4 協定を結んでいる燃料供給事業者等が被災した場合の対応	1	4.2%
5 地震等によって、燃料販売施設から庁舎までの道路が通行できなくなった場合の別ルート等の検討	0	0.0%
6 重油等の燃料の荷下し（責任者の立会い、給油場所への案内、給油口の規格の確認など）	4	16.7%
7 給油の確認（残量、給油された量の確認など）	10	41.7%
8 その他	0	0.0%



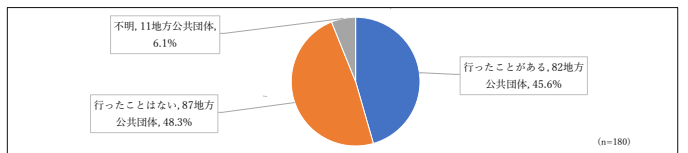
⑥ 訓練を実施している場合、訓練によって明らかになった課題、課題への対応について記載してください。

該当なし

3-3 災害時における燃料供給の実績について

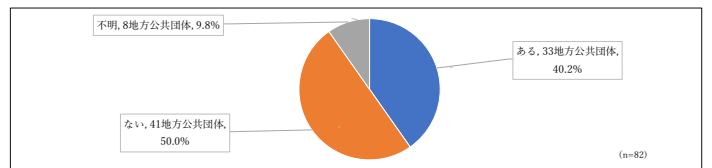
(1) 災害時、非常用発電設備を稼働させるために燃料供給を行ったことがありますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 行ったことがある	82	45.6%
2 行ったことはない	87	48.3%
3 不明	11	6.1%
合計	180	100.0%



(2) 燃料供給を行ったことがある場合、燃料優先供給協定に基づく燃料供給が行われたことはありますか。

回答	地方公共団体数	割合
1 ある	33	40.2%
2 ない	41	50.0%
3 不明	8	9.8%
合計	82	100.0%



(3) 平成30年北海道胆振東部地震やその他台風などの災害時において、燃料供給をスムーズに行うことができなかった、供給を受けようとしたが、道路が陥没して役所まで到達できない、対応者が不在により給油を受けることができないなど支障となったことがありましたら、他の地方公共団体とその情報を共有することにより、事前の対策を講ずることができ、より災害対応が迅速に進むと考えておりますので、些細なことでも構いませんのでご記入お願いいたします。

○主なもの

No.	回答
1	平成28年8月の大雨災害時、深夜における消防車両への燃料供給が必要となった。この際、石油業協同組合事務局への連絡が円滑にできなかった。
2	平成30年の胆振東部地震の際には、全ての燃料スタンドが非常用発電機を装備していなかったことから、地下タンクから燃料をくみ上げることが出来ず、迅速な燃料給油を行うことが出来なかったが、この経験を踏まえて全てのスタンドにおいて非常用発電機が装備された。
3	災害時に一般車か公用車が見分けがつかない車両が優先給油を受けていると市民からクレームが入る恐れがあるため、公用車であることが一目でわかるような処置をすべきとの助言が協定先からあった。

4	今後の課題として、大規模災害時には地方公共団体共有車両のガソリン、発電機の軽油等の不足が懸念されるため、災害時の給油体制の確保のほか、石油卸業者との契約の再確認、燃料の保管・備蓄のスキーム策定等を行う必要があると考える。
5	平成30年北海道胆振東部地震の際、災害協定の要請要領に関して十分な取り決めがなく、担当者も協定の細部まで認知していなかったため、スムーズな供給を受けられなかった。震災以降、こうした課題を踏まえ検証を行い、今後協定締結先と協議し、協定の在り方等について検討予定
6	平成30年北海道胆振東部地震では、夜間の給油所営業時間外における非常電源確保用燃料の供給に関し、普段の給油所が対応できなかったため、他の事業者は対応することとなり、給油先施設への進入ルートが分かりづらいことや給油口の鍵開けに担当者の到着が遅れるなどのトラブルがあった。 また、停電時における給油所の対応で、地下タンクから油をくみ上げることができなかった給油所が多く、給油可能な給油所に長蛇の列ができた。

4 意見・要望

おわりに、全体を通して、①非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の整備、②非常用発電設備の点検、操作訓練、③災害時の非常用発電設備の燃料供給に係る協定の締結などに関して、何かご意見・ご要望がありましたらご記載ください。

○主なもの

No.	回答
1	平成27年度に非常用発電設備を整備したことから、平成30年北海道胆振東部地震のブラックアウト時においても正常に稼働し、災害対策や通常業務において有効利用できた。
2	災害対策本部機能を生かすための非常電源確保は災害発生時において最優先課題です。化石燃料による非常電源の確保に頼らず、自然エネルギーなど多様な電源確保する施設・設備の充実が必要です。
3	協定締結による安心感により、協定の見直しや連絡先の更新等が疎かになりがちなので、実際に機能させるため、協定締結先との平素からの連携や、協定要請要領等、訓練等を通して継続的に見直す必要がある。
4	①については、燃料の画一化ではなく軽油や重油も活用できる発電機を整備している自治体もあり、万が一に備え、発電機整備に向け燃料の多角化に対応した発電機の整備に向けた補助の必要性を考える。 ②については、非常用発電に係る設備の日常点検は必要不可欠だが、当局のように小規模自治体での単独訓練の実施は難しいため、広域的な訓練の一環として、操作訓練、点検方法の指導会等の開催が必要と考え ③については、他自治体で燃料の不足による庁舎外施設の非常用発電設備や応急車両などのへの給油等が問題となった。そのため、協定内容を見直すのではなく、更に深めるため「燃料供給パートナー制度」構築が急務となっている。
5	③など民間業者等との関係について、平時から各種関係先等と訓練等を行い災害時の備えなどができればよいが、実際には他の業務もある中（余裕のない民間は特に）ビジネスとして成り立つ（無償ボランティアではない）ようなことを上部組織で支援していただきたい。 なお、各災害対策で最近よく「平時から“顔の見える関係”を構築」など簡単に示されるが、方針のみ示されても、対象が増えるほど緊密な連携を図るほど、それにかかる時間（業務）が増えるので、それぞれ経済活動等を行っているなかでは、実際にはかなり難しい。
6	①～③のすべての項目において、平時から習熟訓練が必要がある。
7	災害時にわかることであるが、業者は損得で動くことが多く、協定を結ぼうが結ばなからうが、利益のあるほうに動く。 協定に意味がないとは言わないが、協定を結んで社会貢献しているというが、実災害では、そうはならないのが現実であることを理解できた。1件の燃料店については、優先してもらえたことから、事業主の意識、日頃関係が大切と考える。
8	非常用発電の確保は、有事における体制の命脈であり、整備（点検）・訓練・協定等、再度見直し、有事に即応可能な体制づくりを促進します。